

IMFを通じた日本の技術支援活動等に 関する年次報告書

2008年度



国際通貨基金

IMFを通じた日本の技術支援活動等に 関する年次報告書

2008年度

国際通貨基金

目次

2008年度 年次報告書.....	1
IMF一目的と活動	1
IMFの技術支援：需要と供給	2
特定活動にかかる日本管理勘定 (JSA)	5
JSAが支援する活動—技術支援、アジア太平洋地域事務所、奨学金プログラム	5
拠出額の水準	6
日本—IMFコンサルテーション (年次協議)	6
JSAによる技術支援.....	7
プロジェクトの申請と承認.....	7
プロジェクトの評価及び審査.....	9
コミットメントとディスバースメント	12
地域別の資金配分.....	15
分野別の資金配分.....	17
JSAで支援されたプロジェクトの実効性	19
奨学金プログラム.....	20
アジアのための日本—IMF奨学金プログラム	20
博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム	22

添付資料

1. 2008年度に承認されたJSAによる技術支援のプロジェクト.....	28
2. JSAに関する日本とIMFの合同評価視察について.....	51
3. 日本管理勘定 (JSA) 2008年度財務諸表	56

Box

Box 1 : IMFの技術支援における中心的分野	2
Box 2 : JSAの出資による研修	4
Box 3 : ウズベキスタンにおける公的財政管理改革.....	8
Box 4 : リベリアにおける紛争終結後の金融セクター改革支援.....	10
Box 5 : 中央アメリカ及びドミニカ共和国における通貨・金融統計の統一	11
Box 6 : アジア太平洋地域における税制法令改革支援	13

表

1. 日本のJSAへの拠出状況（1990年度～2008年度）	6
2. JSAの年間のコミットメントとディスバースメント（1993年度～2008年度）	15
3. JSAの地域別年間コミットメント（1993年度～2008年度）	16
4. JSAによる技術支援の受益国・機関（上位10位）（1993年度～2008年度）	18
5. JSAの分野別コミットメント（1993年度～2008年度）	18
6. アジアのための日本－IMF奨学金プログラム	
…国別、出身機関別構成（1993年～2008年）	21
7. 博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム	
…奨学生の出身国／地域構成（1996年～2008年プログラム）	23
8. 博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム	
…大学別奨学生数（1996年～2008年）	24
9. 博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム	
…1996年～2005年プログラム卒業生の就職状況	25

図

1. IMFの技術支援に占めるJSAの割合（2000年度～2008年度）	5
2. 日本の技術支援に対する年間拠出額（1990年度～2008年度）	7
3. JSAの年間コミットメント額とディスバース額（1993年度～2008年度）	15
4. JSAによる技術支援の地域別配分（2008年度）	17
5. JSAによる技術支援の分野別配分（2008年度）	19

写真

1. IMFアジア太平洋地域事務所（東京）	5
2. タンザニア・ダルエスサラームの聴覚障害者学校（Buguruni School）を視察するIMF専務理事と夫人（2008年2月）	17
3. 2008年度に中東地域技術支援センター（METAC）で開催された、中央銀行を対象とする国際財務報告基準に関するワークショップの参加者	19
4. アジアのための日本－IMF奨学金プログラム：	
2007年4月に東京で開催されたセミナー	22
5. 博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム：	
IMF本部を訪れた2008年奨学生（2007年8月）	25

四捨五入により、構成数値と合計値の値に若干の誤差が生じています。

2008年度 年次報告書

1990年、日本政府は、IMF加盟国のマクロ経済及び構造調整プログラムの策定、実施、維持機能強化のためにIMFが行う技術支援に対して資金的支援を行うことに合意した。それ以来今日まで、日本はIMFの技術支援活動に対する最大の拠出国である¹。日本の貢献は、「特定活動にかかる日本管理勘定」(JSA) を通じて行われる²。これに加え、日本は2つの奨学金プログラムへも資金支援を行っている。そのうち1つはJSAに含まれ、他の1つは別のアカウントである、「博士号取得のための奨学金プログラムの日本サブアカウント」に属するものである。

この報告書では、IMFとその活動、特にその技術支援活動について最初に紹介する。さらに、JSAの目的、規模、範囲、利用状況、2008年度の活動に対する評価³、及び技術支援活動並びにJSAが出資する奨学金プログラムについても詳しく説明する。

¹ 日本のほかに拠出を行っている国は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、アイルランド、イタリア、韓国、クウェート、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、ポルトガル、カタール、ロシア、サウジアラビア、スペイン、スーダン、スウェーデン、スイス、アラブ首長国連邦、英国、米国であり、またアフリカ開発銀行、アラブ通貨基金、アジア開発銀行、カリブ開発銀行、欧州委員会、欧州開発銀行、米州開発銀行、イスラム開発銀行、国連開発計画、世界銀行の各国際機関も拠出を行っている。

² この報告書において、特段の区別がない限り、「JSA」(Japan Administered Account for Selected Fund Activities)には、その前身である「JAA」(Japan Administered Technical Assistance Account)を含むこととする。

³ この報告書でいう年度は、IMFの会計年度を意味する。IMFの会計年度は5月1日～4月30日であり、この報告書は、2007年5月1日から2008年4月30日の間を網羅する。2000年度～2007年度の報告書は、IMFのURL: www.imf.orgにおいて閲覧可能である。

IMF—目的と活動

IMFは、現在185の加盟国から構成されており、国際的な資金協力、為替の安定、秩序ある為替取極の促進、国際収支困難に陥った国への短期的な資金支援、そして持続可能な経済成長の促進を目的として1946年に設立された。これらの目的を達成するため、IMFはサーベイランス、金融支援、技術支援の3種類の活動を行なっている。

サーベイランスとは、IMFが加盟国との政策対話を維持しつつ、各国及び世界のマクロ経済状況について評価を行うプロセスである。通常、IMFは年に1回、加盟国の為替レート政策について、4条コンサルテーションとして知られる経済政策の全体的枠組みにおいて評価を行なっている。IMFは、さらに多角的なサーベイランス活動も実施しており、その結果の概要については、「世界経済見通し」(年2回作成・発行) 及び「国際金融安定性報告書」(年2回発行) に掲載される。

金融支援とは、国際収支困難にある加盟国が、金融及びマクロ経済における安定、さらに持続可能な経済成長に必要な状況を回復できるよう支援するための融資である。IMFが提供する金融支援により、これらの国においては、貿易上の制限や資本規制を実施することなく、外貨準備の再構築、通貨の安定化、輸入に対する継続的支払いを行うことが可能となる。IMFは例えス탠ドバイ融資や拡大信用供与などと言った様々な形態により、加盟国に対して支援を提供している。また、貧困削減・成長ファシリティ (PRGF) を通じた特別支援、重債務貧困国 (HIPC) イニシアティブ、及びマルチ債務救済イニシアティブによる債務救済にも取り組んでいる。

技術支援とは、加盟国における人的・組織的能力の強化、効果的なマクロ経済及び構造的政策の策定・実施を支援する目的でIMFが提供する専門知識及び研修である。技術支援は、財政政策・運営、金融政策や財政システム、マクロ経済統計、及び金融統計などの広範な分野に提供される。IMFによる技術支援の中心的分野については、後述のBox1に示すリストを参照願いたい⁴。

⁴ IMFの活動に関するさらに詳しい情報については、URL: www.imf.org を参照。

IMFの技術支援：需要と供給

IMFの技術支援は、1960年代はじめにアフリカとアジアの新興独立国の要請を受けて実施したのが最初である。1980年代半ばまでに、技術支援に投入される資源はほぼ2倍になった。さらに、IMFの加盟国の増加と世界中の多くの国が市場経済へ移行するのに伴い、IMFの技術支援活動は1990年代初めに急速に拡大するに至った。1990年代末には、経済危機の影響を受けた国に対して相当の技術支援の資源を拠出し、紛争状態から回復しつつある国のニーズを満たす必要性が生じたため、その需要はさらに高まった。

過去6年の間、IMFの技術支援プログラムは、多くの新たなイニシアティブに応じるこ

Box 1：IMFの技術支援における中心的分野

財政政策及び管理

- 租税政策
- 租税及び関税行政
- 歳出政策
- 予算編成及び歳出管理
- 財政管理
- 財政の地方分権

マクロ経済統計及び金融統計

- 複数部門の統計
- 国際収支及び対外債務統計
- 政府財務統計
- 通貨・金融統計
- 国民経済計算及び物価統計
- データ公表基準

金融政策及び金融システム

- 中央銀行業務及び通貨体制
- 通貨及び為替政策の運用、公的債務の管理
- 通貨、国債及び外国為替市場に特に重点を置いた金融市場開発
- 為替システム及び通貨交換性
- 決済システム
- 銀行監督及び規制
- 銀行再編及び銀行のセーフティネットの整備

とが求められ、これらは、IMFの資金に対する需要を全体的に変えるものであった。このようなイニシアティブの一環として、IMFの資金は各国における、マネーロンダリング対策及びテロ資金対策 (AML/CFT) に向けた能力強化への取り組み、金融、財政及び統計の管理に関する国際的な基準・規範の採用及び遵守、もしくは低所得国における貧困削減策の策定・実施、重債務貧困国 (HIPC) における債務削減プログラムの策定・運営、貧困削減のための支出を効果的に追跡するための歳出管理強化などの支援に充てられてきた。これらの需要と必要性の高まりにかんがみ、IMFでは、コアの領域における技術支援を優先的に行っている。

IMFの技術支援は、主に財政局 (FAD)、金融資本市場局 (MCM)⁵及び統計局 (STA) によって実施される。技術支援に関する総合的な施策方針及び同支援の調整については、技術支援管理室 (OTM) がIMFの他の部局と協議の上で対処している。また、当分野におけるIMFの業務に関する外的資金の調達及び管理も、OTMが担当している。

技術支援は様々な形態で実施される。IMFがスタッフを加盟国に派遣し、特定の問題について政府関係者に助言を行う形態のほか、短期・長期専門家を派遣する場合もある。研修は、基本的にはIMF研修所がIMF本部の他の部局と共同で、各受益国や地域研修機関⁶において実施する。2008年度にIMF

⁵ 2006年8月に国際資本市場局 (ICM) と統合する以前は通貨・金融システム局 (MFD)。

⁶ IMFが他のドナー及びホスト国政府と共同スポンサーになっている地域研修機関／プログラムは次の件⁷である：オーストリアのウィーン研修所、シンガポールのIMFシンガポール地域研修所、アラブ首長国連邦・アブダビにおけるIMF—アラブ

が出資した研修の詳細については、Box 2を参照されたい。1993年以降、IMFが地域技術支援センターを通じて行っている技術支援は徐々に増加している。現在、計6カ所の地域技術支援センターが機能しており、直近では、2007年1月にガボンのリブレビルに中央アフリカ地域技術支援センターが開設されている⁷。技術支援のこうした地域主導アプローチの経験は非常に積極的に活かされており、IMFは近い将来、アフリカに2カ所、中米に1カ所、中央アジアに1カ所、計4カ所の地域事務所を新たに設置する計画である。

IMFは、加盟国に対する技術支援 (TA) 活動及び研修に年間運営予算の約25%を充當している。技術支援の多くはIMF独自の財源で行われているが、この数年は、二国間ベース及び国際機関を通じたマルチベースでの外部資金が増加しており、支援における重要な柱となっている。2008年度においては、こうした外部資金が、現地で実施される技術支援の約60%に達している⁸。近年二国間ベースもしくは国際機関を通じたマルチベースの資金提供がかなり増加しているが、依然とし

通貨基金地域研修プログラム、チュニジア・チュニスにおけるアフリカ合同機関、中国・大連における中国—IMF合同研修プログラム、ブラジル・ブラジリアにおけるラテンアメリカ合同地域研修センター及びインド・ブネにおけるインド—IMF合同研修プログラム。

⁷ 6カ所の地域技術支援センターとは、3カ所のアフリカ地域技術センター（ガボンのリブレビルを拠点とする中央AFRITAC、タンザニアのダルエスサラームを拠点とする東AFRITAC、マリ共和国のバマコを拠点とする西AFRITAC）、バルバドスのブリッジタウンを拠点とするカリブ地域技術支援センター（CARTAC）、レバノンのベイルートを拠点とする中東地域技術支援センター（METAC）、フィジーのスバを拠点とする太平洋金融技術協力センター（PFTAC）である。

⁸ この中には、技術支援に関するIMF本部での活動（例えば、事務レベルでの技術支援、政策立案・研究、評価、管理、運営など）は含まれない。

Box 2 : JSA の出資による研修

JSAは、2008年度において、IMF研修所の研修プログラムを支援するために、約210万ドルを拠出した。これらの資金は、研修プログラムへの参加経費、研修を担当する専門家の経費に充てられている。このような支援を通じて、JSAは39の研修コースの実施に寄与している。そのうち25コースは、研修所のスタッフ及びコンサルタントが実施し、残りの14コースは、IMFの他の部局が実施した。総計804名に上る参加者が、このような出資の恩恵を受け、延べ1,452 participant weeksの研修を受講している。これらの研修の85%以上がアジアからの参加者を、残余はアフリカ及びアフガニスタンからの政府職員を対象としたものであった。

研修所が実施した研修は、以下の2分野に大別される。

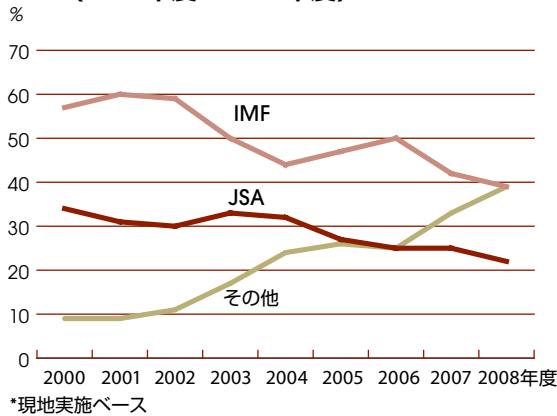
- 7コースで、ファイナンシャル・プログラミング政策やそれに類するテーマを扱った。これらのコースは、長期間にわたって研修所のカリキュラムの代表的なものとなっており、2004年度のJSA年次報告書のBox2でも詳細に記述されている。
- 残りの18コースは、マクロ経済に関する専門的な内容となっており、研修に対する加盟国

のニーズの高まりに応えて、近年開設されたものである。これらのコースでは、マクロ経済運営と財政政策、財政政策のマクロ経済への影響、マクロ経済運営と金融セクターの問題、マクロ経済予測、マクロ経済と債務問題、金融市場分析、国際収支問題、金融・為替政策、及び資本移動の管理が扱われた。

IMFの他の部局が担当したコースの概要は以下のとおりである。

- 統計局は、国際収支統計、通貨・金融システム統計、及び対外債務統計に重点を置いた5つのコースを担当。
- 金融資本市場局は、オフサイト検査を利用した銀行監督、決済システム、及び戦略的資産配分のための外貨準備高管理の枠組みに関する3つのコースを担当。
- 財政局は、金融取引に関わる税金 (financial taxes) についての1つのコースを担当。
- 法律局は、法律家を対象とした金融取引、国際金融機関の法的側面、金融セクター関係者及び監督者を対象としたマネーロンダリング及びテロ資金対策、さらに中央アジアの司法官を対象とした銀行規制の法的側面や破産の枠組みに関する5つのコースを担当。

図2. IMFの技術支援*に占めるJSAの割合
(2000年度～2008年度)



*現地実施ベース

て日本は外部資金の最大拠出国である。2008年度におけるJSAの拠出は、外部資金全体の37%に達し、現地において提供されるIMFの技術支援の20%以上を占めている。2000年度から2008年度までのIMFの現地実施技術支援に占める日本からの拠出（JSA）の割合は図1のとおりである。

特定活動にかかる日本管理勘定（JSA）

JSAが支援する活動—技術支援、アジア太平洋地域事務所、奨学金プログラム

1990年以来、IMFは加盟国に対する技術支援のサポートのため、日本からグラント（贈与）による支援を受けている。1997年には、東京に設置されたアジア太平洋地域事務所を通じて行うアジア・太平洋地域におけるIMFの活動を支援できるよう、管理勘定の対象が拡大された。

アジア太平洋地域事務所の任務には、日本とIMFの協調を通じてアジア太平洋地域の経済の強化や、APEC、ASEAN、太平洋諸島フォーラムなどの地域の様々なフォーラムへの支援などがある。同事務所は、域内の国々に有益である技術支援活動を担っているが、技術支援の例としては、マクロ経済政策や金融セクター改革に関する会議の実施などがある。同地域事務所は、広報関係のイベントや日本語による出版物の配布を通じて日本及びアジア太平洋地域における国際金融システムの理解を促進することにも寄与している。また事務所は、同地域内の加盟国に対する技術支援活動を担当しており、マクロ経済政策やまた、日本やアジア諸国の有能な人材にIMFスタッフへの応募を働きかけ、さらにインタビューや説明会を通じてIMFの人材募集活動を支援することによって、IMFスタッフにおけるこれらの国からの出身者の増加にも努めている。



写真1. 東京にあるIMFアジア太平洋地域事務所（OAP）の有吉章所長（前列左から二人目）とスタッフ。OAPの活動は、JSAの支援を受けている。

表1. 日本のJSAへの拠出状況（1990年度～2008年度）

年間、百万米ドル

	1990- 2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	合計
JSA	138.5	15.1	25.0	25.5	20.4	20.8	22.1	19.3	18.2	305.0
技術支援 ¹	132.0	13.7	22.6	22.8	17.6	18.3	19.4	16.9	15.6	278.9
アジア奨学金プログラム	6.6	1.4	2.3	2.7	2.7	2.6	2.7	2.4	2.6	26.1
博士号取得のための 奨学金プログラム	5.6	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	17.6

注：四捨五入により、合計数値に若干の誤差が生じる場合がある。

¹ アジア太平洋地域事務所の活動に対する支援を含む。

また、日本政府は2つの奨学金プログラムにもグラントによる支援を行っている。「博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム」(The Japan-IMF Scholarship Program for Advanced Studies)は1996年 начиная с 1996年に開始され、IMF研修所によって運営されているコースであり、将来、IMFなどの国際金融機関や自国政府での勤務を希望するアジアのIMF加盟国の国民を対象に、北米の大学院博士課程での研究支援を目的としたものである。

「日本—IMFアジア奨学金プログラム」(The Japan-IMF Scholarship Program for Asia)は、1993年に開始され、アジア、中央アジア及び太平洋地域からの学生を対象にマクロ経済及び関連分野に関する日本の大学院レベルの研究を支援する12カ月もしくは24カ月のコースである。このプログラムは、IMFのアジア太平洋地域事務所が運営している。

拠出額の水準

1990年以降、日本は合計約3億500万ドルの拠出を行っており、そのうち、2億7,700万ドルは技術支援プロジェクト及びアジア太平洋地域事務所の活動に、そして2,700万ドルはアジア奨学金プログラムに充てられている。これに加えて、1996年以降、日本は博士号取得のための奨学金プログラムにも約1,750万ドルの貢献を行なっている。1990年度から2008年度までの技術支援、そして2つの奨学金プログラムへの年間支援額は表1のとおりである。図2は、JSAの下での技術支援に対する年間拠出額の推移を示している。

日本—IMFコンサルテーション（年次協議）

IMFと日本政府は通常、毎年2回にわたってコンサルテーション（年次協議）を行う。正式会合は3～4月に開催し、IMFと世界銀行が9～10月に実施する年次総会の前後に

図2. 日本の技術支援に対する年間拠出額
(1990年度～2008年度)



準公式会合を開く。会合では、(i) JSAの出資により提供される支援の実効性、(ii) JSAが今会計年度及び次年度に重点を置く地域・領域、(iii) プロジェクトのコスト見積もり、(iv) 日本のJSAへの拠出見通し、(v) 日本政府とIMFが視察を行う相手国、(vi) 今後起これり得る特別なプロジェクトや問題点が協議される。さらに、このコンサルテーションは、IMFの技術支援プログラム全般について協議する場を提供している。IMFのスタッフが来日し、JSA及びIMFの技術支援における日本人専門家のあり方など、関連する問題について日本政府と詳細な協議を行う場合もある。

JSAによる技術支援

JSAの資金は、一定の範囲内で柔軟に運用され、短期及び長期の技術支援専門家の経費と、セミナーやワークショップ実施の経費

及びそれに伴う貸室料にも充てられる。また、JSAの資金が使われる専門家は日本人に限定されてはいないが、可能な限り日本人専門家の採用も考慮されている。日本政府は特に中央アジア及びアジア太平洋地域における技術支援への拠出に重点を置いているが、JSAは世界のすべての地域における技術支援を対象としている。また、日本政府は、IMFの技術支援方針との整合性を図り、経済改革の実施に積極的で、かつ、良好なトラックレコードを築いている国を優先的に支援している。

JSAの技術支援プログラムは、低所得及び低・中所得国が成長推進政策を実施する上で必要な制度や能力の強化を支援することに主な重点を置いている。支援対象分野では、IMFの技術支援における優先順位を反映した形でJSA資金が活用される。全体としては、通貨・金融分野における技術支援がJSA資金の最大の拠出分野であるが、この5、6年では財政分野及びAML/CFT業務の支援に対する拠出が増加している。Box3からBox6では、IMFの技術支援の主要3分野及び法制分野においてJSAが支援する活動事例を紹介する。

プロジェクトの申請と承認

JSAの資金による技術支援は、IMFの他の技術支援活動と同様、毎年あらかじめ年間計画が策定される。IMFは、各年度のはじめに、その年に検討を予定しているプロジェクトのリストを日本政府に提出する。このリストには、受益国とIMFが共有する改革目標を反映したプロジェクトが示される。その後、個別のプロジェクトの承認申請が月ベースで日本理事室を通じて提出される。

技術支援の要請は、まず加盟国政府から

Box 3：ウズベキスタンにおける公的財政管理改革

ウズベキスタンでは、持続的な技術支援によって、公的財政管理における大幅な改善が進んでいる

ウズベキスタンが中央集権経済からの移行を開始した当初、公的財政管理システムは脆弱であった。2002年、ウズベキスタンを視察したIMF財政局（FAD）のミッションによって、同国の予算が一貫した現実主義的なマクロ経済の枠組みに基づいたものでなく、以下多くの点が不完全であることが明らかにされた。つまり、非常に多くの特別予算が設けられ、投資予算が当座予算とは別に設けられている、分類システムが国際基準に従っていない、予算資料が透明性を欠き、一般に公表されていない、近代的な財務担当組織が存在しない、財務報告が不十分、といった問題を抱えていた。

2003年、ウズベキスタン政府は、予算の執行及び財政の確立に特に重点を置いた広範な改革プログラムに着手した。JSAの資金提供を受けて、FDAの財政担当の常駐アドバイザーが

2003年から2005年の初期準備段階の支援を行い、2006年までは巡回専門家の訪問によりその支援を継続した。2006年11月からは、JSAが出資する地域アドバイザーがウズベキスタンに着任した。アドバイザーの主な担当分野は、(1)財務省に対する予算・財政改革のための包括的な戦略の策定及び実施の支援、(2)財政の確立の推進に対する支援、具体的には政府財政管理情報システム（GFMIS）の調達と実施に関連する機能面の課題に対する支援など、(3)財政上の單一口座（TSA）の整備に対する支援、(4)財務省における既存の予算/財政関連法の改正及び新たな制度に対する支援である。

JSAが出資するアドバイザーが担当するこれらの支援は、FADの現地視察による監督・検査を受けており、ウズベキスタンにおける持続的な改革プロセスに多大な貢献をしている。財政分野における進展は有意義であり、ウズベキスタン政府は、引き続き公的財政管理改革プログラムに熱心に取り組んでいく意向である。特に、国家予算の財政執行に関する法律が2006

出され、関係するIMFの技術支援担当部局と地域局で慎重に検討された後、綿密な内部手続きを経て優先順位が決定される（IMF地域戦略ノート）⁹。それを受けプロジェクト

提案書が作成される。この厳格な審査の後、IMFの技術支援管理室（OTM）は申請をJSAのガイドラインに照らして検討する。その後、この承認申請は日本政府の検討に付される。

に資金の配分・動員及び他の技術支援提供機関やドナーとの調整におけるプランニングツールとしての役割も果たしている。

年1月に発効し、すべての財政規則が整備された。財務省は2005年に試行ベースで設置され、全国で徐々に業務を開始している。TSAに向けた既存の銀行口座の閉鎖は順調に行われており、財務省の業務を予算外の資金にまで拡大する新たな段階に進んでいる。一般政府部門には、統一的な勘定科目一覧表が作成されている。GFMISの調達も開始されている。

課題は残されており、JSA出資の技術支援の継続が重要

財政分野においては進展が見られるが、政府は、公的財政管理改革における目標を達成する上で、いくつかの課題に直面している。財政の枠組みは依然不完全であり、予算策定及び予算割当システムの改革は、財政分野における改革からいくぶん遅れをとっている。十分な能力の不足している現在の状態では、政府の改革アクションプランのタイムフレームや結果に悪影響が及ぶおそれがある。予算策定に関する改革は現在も継続中であり、その準備段階では中期的

な予算の枠組みが導入されている。こうした枠組みと新しい情報システムの準備として、次の予算サイクルにおける導入に向けた新たな予算分類が承認されている。ウズベキスタン政府は、議会による包括的な予算割当システムの導入を進め、予算管理の合理化・強化を図る計画である。

2008年においてJSAが出資するアドバイザーの業務は、財政機能のさらなる強化、予算分類や予算システムに関する法令、新たな予算割当システムの策定などを含む予算策定プロセスの改革、連結財務報告の導入に向けた戦略などの会計及び財務報告システムの改革である。アドバイザーは、政府の公的財政管理改革アクションプランの実施に関するモニタリングに対し、引き続き支援を行う。JSAによる出資の継続は、ウズベキスタン政府の改革への取り組みに大いに貢献するものである。

プロジェクトの評価及び審査

プロジェクトの完了から4週間以内に、IMFはプロジェクトに対する評価報告書を日本政府に提出する。プロジェクト期間延長の要請をする場合も必ず、この報告書の提出が要求される。この評価に際しては、技術支援の供与を受けた機関が質問票に記入する形式で審査を実施する。この審査の結果についてはIMFが検討し、技術支援の効率性を高める

ために改善すべき点を明確にした上で日本政府にも提出される。

また、毎年、日本とIMFの合同ミッションが2~3カ国を訪問し、JSAプロジェクトの現地視察を行っている。これらの視察の目的は、JSAの拠出金が現地でどのように活用されているか、日本政府当局が直接見聞する機会を提供することにある。参加者は視察の期間中、JSAの支援により派遣されている専

Box 4：リベリアにおける紛争終結後の金融セクター改革支援

リベリアでは、15年にわたる断続的な内戦が、2003年8月の包括和平合意の締結により終結したが、この間に金融機関とインフラの多くが破壊された。内戦の休戦時及び終結後、JSAは内戦によって破壊された通貨・金融システムの機能回復を目指すIMFの技術支援プログラムに出資するという、重要な役割を果たしてきた。

1999年には、7年続いた内戦の影響によってリベリア中央銀行（CBL）がほぼ機能停止状態であり、流動資産不足に陥っていることが明らかになった。つまり、決済システムは大部分が現金に逆戻りしており、銀行セクターの大半が破産状態であった。これらの問題に対処するため、リベリア政府は、IMFスタッフ監視プログラムに関連して、金融・資本市場局（MCM）の前身の部局による技術支援を要請した。これを受け、1999年と2000年には、JSAのグラントが出資する複数のアドバイザーがリベリア政府に協力し、中央銀行の回復及び調査機能、会計と監査及び銀行監督における運営能力の向上に取り組んだ。これらのアドバイザーは、通貨発行についても助言を行った。

2003年には激しい戦闘が再開し、悲惨であった状況がさらに悪化したため、技術支援プログラムによって得られた成果の一部が失われた。すでに脆弱であった商業銀行は不良債権の増加に苦しみ、中央銀行は負の資産を抱えて通貨政策実施の見通しが立たない状況であった。また、裁量・非競争ベースで行われてきた外国為替業務では、大幅な為替変動を抑えることができず、ガバナンスの問題も生じていた。しかし、物理的インフラの多くが破壊されていたものの、一部の主要分野において、組織能力が維持されていた。紛争終結後の国では、資金管理、新たな通貨の導入、紛争により破壊された中央銀行システムの再導入やスタッフの再配置などを必要とする場合が多い。リベリア中央銀行の場合に

は、こうした基本的な支援は不要であった。

2003年に戦闘が終結した後、通貨・金融システムの回復を目指して、リベリア政府は再びMCMに技術支援を求めた。その実現に向け、2004年5月から2005年12月までの間、MCMが主導する技術支援の専門家がリベリアを訪れ、通貨業務、決済システム、外国為替業務、銀行の再編成及び監督、中央銀行の運営の各分野に対して助言を行った。2006年には、JSAのグラントが出資する長期アドバイザーを中心銀行のチーフ・アドミニストレータとする契約が結ばれ、これらのアドバイザーが、銀行の再編成に関して助言を行った。チーフ・アドミニストレータは頭取の指導の下に業務を行い、運営及び金融関係の事項については共同署名の権限が認められた。チーフ・アドミニストレータへの委任事項は、健全な金融政策の実施の強化、中央銀行業務、銀行セクターの監督・規制、中央銀行の独立性の確保など多岐に及んでいた。

改革の進展は遅々としており、必ずしも順調ではないが、技術支援は重要な成果をもたらしてきた。特に、金融セクターにおける中央銀行の地位が向上し、その独立性が大幅に強化された。銀行再編成の分野の専門家が銀行監督を通じた介入マニュアルを作成し、一般的な整理・介入戦略、及び破産した銀行のための具体的な計画について連携を図っている。効果的な銀行監督のための基本的な枠組みが整備され、実地研修も引き続き実施されている。

しかし、依然として重要な課題が残されており、中央銀行の内部統制、リベリアの銀行組織の規制・監督を強化するためには、さらなる取り組みが必要である。健全な金融政策の適切かつ自主的な実施の強化に加え、金融市場の機能の改善、及び金融仲介に対するノンバンク部門の貢献度を高めることが求められる。

Box 5：中央アメリカ及びドミニカ共和国における通貨・金融統計の統一

通貨・金融統計の統一に関する地域プロジェクト（以下、プロジェクト）の開始に先立ち、IMF統計局は、中米各国に対して幅広い技術支援を行い、通貨・金融統計（MFS）の分野においてこの地域が直面する課題に対する理解の向上に努めた。その主な課題とは、（1）金融報告システムの改善によるマクロ経済分析の強化、（2）預金等受入機関（信用組合やマネーマーケット投資信託など）、非預金受入金融機関（年金基金、保険会社など）、オフショア銀行の組み入れによる統計対象範囲の拡大、（3）金融商品、経済セクター、他のマクロ経済統計（国際収支、政府財政、国民経済計算）や中米地域内での整合性が求められる評価基準定義の統一の3点であった。IMF統計局は、既存のデータからは通貨、信用、債務統計について質の高い計算を行うことはできないと考えていた。

こうした背景があったものの、プロジェクトは2006年9月に2年計画でスタートし、JSAがそれに出資している。プロジェクト全体の目標は、中米各国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）とドミニカ共和国のMFSを統一し、各国間の比較や地域レベルの分析を推進することである。さらに、このプロジェクトは、国際統計基準、特にIMFの「通貨・金融統計マニュアル」（MFSM2000）の実施にもつながるものである。中米各国及びドミニカ共和国の中央銀行総裁は、中米通貨審議会（CAMC）を代表し、中米、パナマ及びドミニカ共和国に関する第5回地域会議（2006年6月29-30日開催）において、プロジェクトの運営規約を承認した。

IMF統計局は、CAMC事務局と調整を図りながらプロジェクトの管理に努めている。各国に対する技術支援は専門家が行い、業務の遂行に向けて計20回程度現地を訪問する。プロジェクトの初年度の最後には、域内のすべての国

において、通貨データは、標準報告様式（SRFS）を基本としたMFS編纂システムに統一された。さらに、主な利用者（中央銀行の政策立案者）と参加国のMFS編纂担当者が連携し、分析と普及を目的に、この地域を対象とする統一通貨・金融統計（HMFS）の精緻化を進めた。HMFSには、通貨分析において最も重要なテーマを扱った38の分析表が掲載されている。

通貨統計のためのSRFに基づくMFS編纂システムを精緻化することによって、一部の国ではデータソースに限界があることが浮き彫りになったものの、大幅な質的向上を実現する道が開かれた。HMFS分析表は、全体としては、各国の分析及び域内各国間の比較に非常に有用なツールである。さらに、HMFSには、通貨供給量、流動性、信用、統一された金利統計の詳細な分析など、SRFでは網羅されていない項目が含まれている。

プロジェクト2年目の作業プランは2008年8月に終了するが、以下のように総括される：（1）ソースデータの質（主にセクター化と対象範囲）には、引き続き改善が見られる、（2）HMFSの編纂が進んでいる、（3）MFSのセクター間における一貫性に改善が見られる。セクター化に関する問題については、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ及びドミニカ共和国では、MFSの編纂目的に合わせた十分なセクター化が行われている。エルサルバドルでは、中央銀行が発行する証券のセクター化に改善が見られる。コスタリカとグアテマラでは、MFSM2000に従って、MFS編纂のためのデータソースのかなりの制約を緩和している。

域内のすべての国が通貨統計作成のためのSRFの編纂を行っており、コスタリカとドミニカ共和国を除いて、預金等受入機関調査（DCS）を実施するのに十分な対象を網羅している。エ

Box 5 (続き)

ルサルバドル、ニカラグア、ドミニカ共和国では、DCSの対象範囲に改善が見られ、他の預金機関（主として銀行）に比べるとその重要度は低いものの、貯蓄貸付組合も含まれるようになっている。逆にコスタリカとドミニカ共和国の場合、DCSの対象が不十分であることがより重要な問題であり、オフショア銀行とマネーマーケット投資信託（コスタリカの場合のみ）をDCSに含めることが、優先課題である。

このプロジェクトによる統計の統一は他に類を見ない経験であり、これに匹敵するのは、欧州連合における統計の統一に向けた取り組みのみである。中米地域は、欧州の中央銀行の経験を参考に、世界で初めてMFSの統一を実現し

た地域である。IMF統計局はこの点について、他の地域も参考となるものであり、セクター別統計（特に財政統計）は、地域統合イニシアティブを支える手段になるものと評価している。

2008年6月に開かれた年次地域会議の最後に発表されたコミュニケでは、中米諸国、パナマ、ドミニカ共和国政府が、このプロジェクト及びこの地域における他の技術支援プロジェクトに対する日本の支援に対して感謝の意を表した¹。

¹ 2008年6月27日に発表された、中米、パナマ及びドミニカ共和国に関する第7回年次地域会議のコミュニケは、IMFのURL（www.imf.org）のPress Release No.08/152で閲覧可能。

門家の業務に対する受益側当局の見解を査定する。また、視察においては、当局が支援を有効活用しているか、もしくは技術支援が改革プロセスに貢献しているかという点についても確認する。

コミットメントとディスバースメント

1993年度から2008年度におけるJSAによる技術支援に対する累積コミットメントは1,748プロジェクト、2億4,700万ドルに達し、そのうち、2億3,500万ドル以上がディスバース¹⁰されている。2008年度のみで見ると、85プロジェクトに1,330万ドルがコミットされ

¹⁰ 専門家の契約や派遣、経費の支払いなどに時間を要するため、コミットメントとディスバースメントには時間的なずれが生じる。JSAの技術支援プロジェクトの期間は通常6ヶ月から1年である。

ている¹¹。表2及び図3には、1993年度から2008年度¹²までに承認された技術支援プロジェクトのコミットメント、ディスバース額及び件数が示されている。また2008年度に承認されたプロジェクトの概要については添付資料1のとおりである。

¹¹ これは、JSAに対する日本の拠出が2008年度に大幅に減少した結果、前年度と比較して、承認された総額で36%、資金提供されたプロジェクト件数で30%減少したことを表す（表1参照）。

¹² IMFは、IMF本体の勘定についての年次監査と併せて、外部監査人によるJSAの年次監査を行っているほか、日本当局に提出するための独立した監査証明書も発行している。監査を受けたJSA及び2008年度の博士号取得のための奨学金プログラムの財務諸表については、添付資料3を参照のこと。

Box 6：アジア太平洋地域における税制法令改革支援

IMF法律局(LEG)は、JSAの資金協力により、これまで多くの重要な法案の作成に対する技術支援プロジェクトに携わってきた。その一つが、アジア太平洋地域における税制法案作成を支援する複数国事業である。このプロジェクトでは、バングラデシュ、ミクロネシア連邦、モンゴル、ネパール、パプアニューギニア、トンガにおいて支援が実施された。以下の説明からも明らかのように、実施された作業は広範囲に及び、このプロジェクトが資金を提供したのは、そのごく一部である。2008年度にはプロジェクトの資金を使い果たしたが、その後に承認されたJSAプロジェクトの資金（または他の資金）によって、関連する業務の多くが継続される見通しである。

税制法令改革は経済発展を推進し、アジア太平洋地域におけるガバナンスを強化する上で不可欠な要素である。これらの地域の政府は、様々な理由から、自国の税制の改革に関心を示している。例えばモンゴルやネパールは、経済・政治体制の大きな変革期を迎えており、また、時代遅れの非効率な税法を近代化したり、付加価値税(VAT)のような新たな税を導入するための法的基盤を整備したりするために、こうした改革を必要とする国もある。いずれの場合においても税制法令改革は、各国政府にとって優先性の高い課題である。

多くの場合、プロジェクトの目的は、各国政府が法案を制定に向けて立法府に提出できるよう、その作成作業を支援することである。バングラデシュでは、このプロジェクトによって新たな所得税法の作成作業に資金が提供された。既存の法律が複雑であり、新たな法律を政策や政府の行政上のニーズに合わせる必要があるため、この作業はある程度の時間を要するものと

見られる。プロジェクトは、初期作業に対して出資を行ったが、今後も継続される見通しである。トンガでは、新たな関税法の起案に対する支援が行われ、2007年6月に制定された。この法律は、関税及びその他の輸入税徴収のための基本法であり、トンガのような島国には特に重要である。新たな法律は、トンガの関税当局の行政能力を考慮し、これまでの法律を簡素化して近代的な技術を取り入れた内容となっている。

パプアニューギニアにおいてこのプロジェクトの下に行われた作業には、税務行政に関する新たな法律の作成が挙げられる。この作業は、様々な法規定を統合し、法律を簡素化して理解しやすいものにすると共に、近代的な税務行政手続の土台強化に向けた規則の合理化を図るものである。この法案については、現在、パプアニューギニア政府が審議中である。

ミクロネシア連邦は租税システムの大幅な改革を検討中であり、その推進のため、VAT、純益税、歳入管理法、給与・賃金に対する課税に関する改革やそれに伴う法改正のための法案が作成された。これらの法制度については現在審議中であり、LEGは、これらの法律を調整し、説明を加え、さらにこれらが政府のニーズを確実に満たすものとなるよう、さらなる支援に取り組む計画である。

モンゴルでは、最近、税法の改正が行われ、このプロジェクトの下でVATのガイダンス資料が作成され、税制の実施に活用されている。同様にネパールでは、所得税法の執行にあたる税務当局を支援するために、所得税マニュアルが作成された。マニュアルの作成と併せて、改正所得税法が制定された。ネパールでは財政透明

Box 6 (続き)

化法の作成も行われ、現在審議中である。

このプロジェクトは、各国の税制改革に大いに寄与している。一部の国では、今年度もフォローアッププロジェクトが実施される計画である。アジア太平洋の国々に対し、これらの国的基本的税制法令の強化につながる技術支援を提供することによって、このプロジェクトは、確実で重要な成果を比較的低コストで得ている。このプロジェクトは、複数の国を対象とする設計であるため、各國政府の明確なニーズを満たす技術支援を柔軟に提供することができる。IMF法律局の専門家は、実際に支援対象の国を訪れて現地スタッフと協同で業務に深く携わり、能力強化を推進していく形で技術支援を行っている。税務法令の作成・制定には長い期間を要するため（数年かかる場合も多い）、この

プロジェクト下で行われた作業の成果を、制定済みの法律について、現段階で評価することはできない。しかし、これまでの同様の経験から、起案された法令の多くは、順を追って制定されるものと推察される。さらに、これらの法律は、各國と協同で作成されることにより、当該国政府による法のオーナーシップ及び既存の法システムに対する適切性が確保され、行政能力も考慮されている。

法律局は、必要に応じて引き続きこのプロジェクトが提供する技術支援のフォローアップを行い、当該国政府による新たな法律の解釈・施行を支援していく意向である。こうしたフォローアップ活動によって技術支援の適切性が確保され、各國における能力強化が推進される。

JSAが支援する活動

表2. JSAの年間のコミットメントとディスバースメント（1993年度～2008年度）

	コミットされた プロジェクトの件数	コミット額 (百万米ドル)	ディスバース額 (百万米ドル)
1993	68	5.7	2.9
1994	98	8.8	7.1
1995	143	13.1	12.2
1996	128	15.1	13.9
1997	116	14.5	15.5
1998	96	13.6	10.8
1999	112	20.7	16.8
2000	106	17.3	18.5
2001	110	16.4	15.7
2002	103	16.7	14.6
2003	108	17.3	16.3
2004	114	18.2	19.4
2005	119	17.4	18.9
2006	120	18.8	19.7
2007	122	20.7	19.4
2008	85	13.3	13.5
合計	1,748	247.7	235.4

地域別の資金配分

これまで、IMF加盟国のうち123カ国の中のほか、13の地域技術支援センターと研修機関がJSAによる技術支援を受けている。アジア・太平洋に対して1993年度～2007年度に承認されたJSAによる技術支援の総額は8,500万ドルを上回り、これは同時期に承認された技術支援の37%を占めている¹³。これに次いでアフリカ諸国が大きなシェア

¹³ これは、JSAの出資ガイドラインに基づき、これらの地域の国に対する支援が優先的に行われていることの現れである。2008年度のガイドラインでは、アジア、中央アジア、太平洋の国々に対して、合わせて50%を充当するとの目標が設定されている。

図3. JSAの年間コミットメント額と
ディスバース額（1993年度～2008年度）

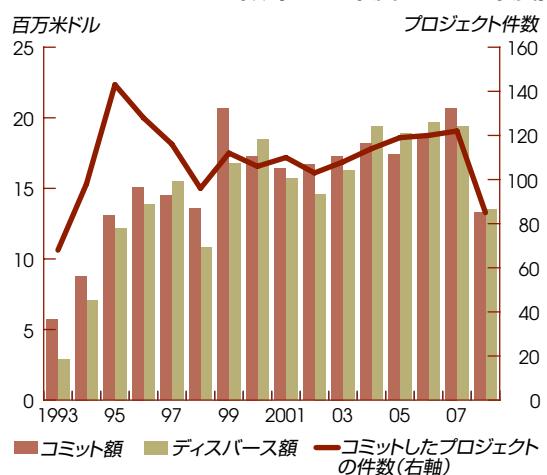


表3. JSAの地域別年間コミットメント（1993年度～2008年度）
(百万米ドル)

	1993-2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	1993-2006年度 合計	1993-2006年度 % 合計	2008年度 合計	2008年度 % 合計
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計	%	合計	%
アフリカ	20.7	4.1	4.8	4.9	5.1	4.8	4.6	6.0	54.8	23	4.7	35
アジア・太平洋	37.1	4.7	6.2	6.6	7.0	7.6	7.9	8.3	85.4	37	5.3	40
西、中央ヨーロッパ	6.0	1.4	1.6	1.2	1.0	0.7	1.4	1.3	14.6	6	0.5	4
東欧、中央アジア ¹	28.2	2.7	1.4	1.5	1.4	0.6	1.4	1.8	38.9	17	n/a	n/a
中東、中央アジア ¹	2.5	0.7	0.4	1.1	1.6	1.2	2.1	2.4	11.9	5	1.7	13
ラ米、カリブ海諸国	6.9	1.1	0.6	0.6	0.6	0.9	1.0	0.9	12.5	5	0.9	7
複数地域	6.8	1.8	1.7	1.3	1.6	1.7	0.5	0.2	15.5	7	0.2	2
合計	108.1	16.4	16.7	17.3	18.2	17.4	18.8	20.7	233.8	100	13.3	100

¹ 2008年度からは、中央アジアに関するデータは中東諸国とのデータとともに集計され、欧州のすべての国とデータは、欧州の区分の中で集計される。脚注15参照。

を占めており、合計で約5,500万ドル、同時期の総承認案件の約23%を占める。残余の部分は、17%が中央アジア及び東欧諸国（主に旧ソ連の市場経済移行国）、7%が複数地域、6%が中・西欧、5%がラテンアメリカとカリブ海諸国、そして5%が中東のプロジェクトである¹⁴。

2008年度の配分は次のとおりである。アジア太平洋地域—530万ドル（40%）、アフリカ—470万ドル（35%）、中東及び中央アジア170万ドル（13%）、ラテンアメリカ及びカリブ海諸国—90万ドル（7%）、ヨーロッパ—50万ドル（4%）、複数地域にわたるプロジェクト

¹⁴ 複数地域にわたるプロジェクトとは、受益対象となる地域が1つ以上のものをいう。これらのプロジェクトについては添付資料1を参照。

プロジェクト20万ドル（2%）である¹⁵。表3は、1993年度～2008年度の地域別の年間及び累積のコミット額をドルベースで示したものである。また、図4は、2008年度の地域別配分の割合を示したものである。

2008年度には、JSA資金の配分は、低所得国、低・中所得国及び移行経済圏におけるマクロ経済及び金融セクターの安定性の維持の支援に約40%、紛争終結国における基礎的な経済・金融機関の再生に30%、地域技術支援

¹⁵ 今回の2008年度の報告から、中央アジア（アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス、パキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）におけるJSAのコミットメントは、中東の区分に含める。これは、IMFの2つの欧州局が統合され1つの欧州局となり、中東局が中東・中央アジア局に再編されたことに合わせて、これまでのデータを調整するため。

図4. JSAによる技術支援の地域別配分
(2008年度)

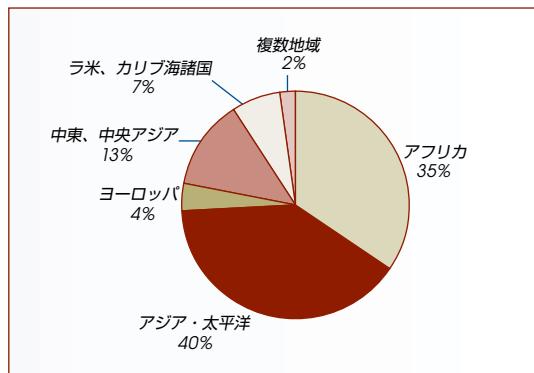


写真2. 2008年2月、タンザニアのダルエスサラームにある聴覚障害者学校 (Bugurini School) を視察するドミニク・ストロスカーンIMF専務理事と夫人

2008年度には、JSA資金の35%がサブ・サハラ諸国におけるIMFの技術支援の推進に配分された。

センターへの支援などを含む地域における機能強化の取り組みに20%、持続可能な債務管理及び貧困削減プログラムの実施を目指す低所得国の支援に10%がコミットされた。表4は1993年度から2008年度の間、及び2008年度にJSAによる支援を受けた国・機関の上位10位までを示したものである。2008年度には、上位10位の受益国の中、5カ国はブルンジ、カンボジア、リベリア、ルワンダ及び東ティモールといった紛争終結国であった。

分野別の資金配分

これまで分野別のJSA資金配分は、IMF全体の技術支援資金の利用配分をおおむね反映するものであった。この5年間における主な傾向として、金融資本市場分野の技術支援におけるIMF資金の利用が相対的に減少し、財政政策・管理分野及びAML/CFTにおいて増加している。こうした傾向は、JSA資金の利用においても生じている。

2008年度において、IMFの主な機能部局

は受益国における技術支援活動におよそ186人年のスタッフと専門家を投入したが、その配分は財政局が37%、金融資本市場局が35%、統計局が19%、法律局が5%であった¹⁶。2008年度におけるJSAコミットメントの配分は、金融資本市場局—470万ドル(35%)、財政局—350万ドル(27%)、統計局—230万ドル(17%)、法律局—100万ドル(8%)であった。これは、2003年度以降、金融資本市場分野にコミットされたJSA資金の相対額が3%減少し、財政分野では7%増加したことを表している。

¹⁶ IMFは技術支援を評価する一つの方法として、IMFのスタッフや専門家がこうした活動に要した時間を記録している。1人年は260就業日と同等である。

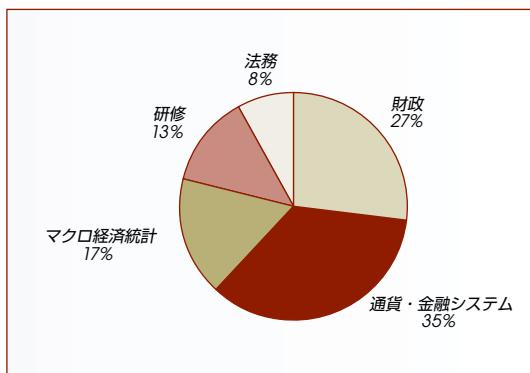
表4. JSAによる技術支援の受益国・機関（上位10位）（1993年度～2008年度）
(コミットメント額の降順)

1993年度～2008年度	2008年度
ロシア	リベリア
インドネシア	東ティモール
太平洋金融技術支援センター（PFTAC）	カンボジア
カンボジア	インドネシア
ウクライナ	太平洋金融技術支援センター（PFTAC）
中国	ペルー
東ティモール	ブルンジ
コンゴ民主共和国	ギニア共和国
モンゴル	シリア・アラブ共和国
キルギス共和国	ルワンダ

表5. JSAの分野別コミットメント（1993年度～2008年度）
(百万米ドル)

	1993-2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	1993-2007年度		2008年度	
									合計	%	合計	%
財政	31.4	4.7	4.7	3.3	4.3	4.3	4.5	6.0	63.1	27	3.5	27
金融資本市場	41.6	6.5	6.6	6.7	6.9	6.6	7.8	8.2	90.8	39	4.7	35
マクロ経済統計	16.8	2.7	2.7	3.7	3.3	2.8	3.1	3.7	38.8	17	2.3	17
研修	12.6	1.9	2.1	2.1	2.2	2.0	2.0	2.1	27.0	12	1.8	13
法務	1.6	0.1	0.2	1.2	1.2	1.2	0.9	0.7	7.1	3	1.0	8
その他	4.1	0.6	0.5	0.3	0.2	0.6	0.6	0.0	6.9	3	0.0	0
合計	108.1	16.4	16.7	17.3	18.2	17.4	18.8	20.7	233.8	100	13.3	100

図5. JSAによる技術支援の分野別配分
(2008年度)



2008年度における、上述の中心的分野の各項目に対するJSA資金の配分は、2007年度の配分とおおむね一致している。金融資本市場の分野においては、JSAの資金は、中央銀行の会計・監査などの中央銀行業務に42%、銀行監督に38%、残余は金融政策・業務、国際収支、外貨準備高管理、資本市場の整備、市場リスクの監督などのその他の分野の技術支援にコミットされている。財政の分野では、歳出管理の強化に60%、歳入管理に30%、税務政策に10%がコミットされている。また、マクロ経済統計の分野では、JSAの資金は、実体経済セクター統計に約30%、残余は政府財政、通貨・金融、国際収支などの各種統計のほか、IMFの一般データ公表システムの採用に対する支援などにコミットされている。法務分野においては、AML/CFTのための技術支援に60%、銀行関連の法令整備に30%、税制法令の整備に10%がコミットされている。表5は、1993年度～2008年度における分野別コミットメントの年間配分をドルベースで示し、また図5は、2008年度における分野別の配分を示している。

JSA で支援されたプロジェクトの実効性

JSAの出資による技術支援 (TA) 活動の実効性は、複数の測定基準を用いて評価される。JSAが資金支援した各プロジェクトが完了次第、IMFが日本政府にプロジェクト評価を提出することに加えて、受益国当局も2000年以降、質問表に回答する形式で独自のプロジェクト評価を提供している。支援の妥当性と関連性、専門家の資質と経験に関する当局の見解が、質問表の回答から明らかになる。また、質問項目は、専門家とカウンターパートの間の協力関係、改革に取り組む上でのアドバイスの有用性、技能の移転に十分な配慮がなされたか否か、さらにIMF本部による監督の質にまで及んでいる。全体的に、受益国当局はJSAの出資による技術支援プロジェクトの有効性を極めて肯定的にとらえている。こ



写真3. 2008年度に中東地域技術支援センター (METAC) で開催された、中央銀行を対象とする国際財務報告基準に関するワークショップの参加者。METACは、2008年度に実施された日本-IMF合同視察における重点項目であった。

うした評価が、技術支援の提供における質的向上に還元されている。

1996年以来、JSAの資金が使われた技術支援活動の実効性を調査するために、日本とIMFは合同で14回の視察を行った。この視察では、アフリカ、アジア太平洋、中央アジア、中東欧の21カ国及びシンガポール、ウイーンの両研修所、太平洋金融技術支援センター(PFTAC)、東アフリカ地域技術支援センター、中東地域技術支援センターを訪問した。この視察の結果、JSAによる技術支援が、IMFの主要任務との関連性及び整合性が高く、系統立てて実施されていること、また、JSAによって支援された専門家が受益国政府の重要な機能の構築に中心的な役割を果たしていることを言及する政府もいくつかみられるなど、総じて高い評価を得ていることがわかった。視察チームは、JSAによって支援されたトレーニングやセミナーが高い注目を集め、焦点が絞られており、また参加者に大いに評価されていると報告している。2008年度の合同視察の結果については、添付資料2にまとめられている。

上述の合同現地視察及び各プロジェクトの評価に加え、JSAが支援する技術支援活動は、セクター別、地域別またはIMFによる技術支援の特別テーマ評価の一環としての評価を受ける。これらの評価の結果はIMF理事会に報告され、ウェップサイトに掲載される¹⁷。

¹⁷ 2003年度には、IMF技術支援の監視・評価を強化する取り組みの一環として、技術支援評価に関する正式な複数年プログラムが導入され、このプログラムのもとで、様々なテーマを対象として、3、4種類の評価が毎年IMF理事会に報告されている。2008年度には、理事会はカリブ海地域技術支援センター、中東地域技術支援センター、イラクに対する技術支援、アフリカの主な英語圏の国を対象とする一般デー

奨学金プログラム

アジアのための日本—IMF奨学金プログラム

アジアに対する日本—IMF奨学金プログラムは、日本国内の優れた大学においてマクロ経済学やその関連分野についての大学院レベルの研究を支援するプログラムである。このプログラムの目的は、東・中央アジア及び太平洋地域の中央銀行、財務省、経済企画関係省庁の将来有望な若い職員を対象に、教育機会の提供を通じて、移行経済国及び発展途上国における行政組織の能力強化に寄与することにある¹⁸。

2007学年度には新たに38名に奨学金が支給され、同プログラムにより日本で履修中の奨学生は、総勢46名となっている¹⁹。この奨学金プログラムには2つの形態があり、4つの参加大学のいずれかで特別に企画された大学院修士コースを履修する「パートナーシップ・トラック」と²⁰、日本の優れた大学でマクロ経済学または関連する分野の修士及び博士レベルのプログラムを既に履修している人に対して提供される「オープン・トラック」という制度がある。いずれのプログラムも、現在は、東京にあるアジア太平洋地域事務所が担当している。

タ公表システムに関する支援について評価報告を受領した。現在、14件の報告を計画・準備中である。

¹⁸ 奨学生プログラムが対象としている国は、カンボジア、中国、インドネシア、カザフスタン、キルギス、ラオス、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、タジキスタン、タイ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム及び太平洋島嶼国である。

¹⁹ アジアのための日本—IMF奨学金プログラムでは、学年度は10月1日から9月30日を表す。したがって、2007学年度は、2007年10月1日から2008年9月30日までの期間である。

²⁰ 政策研究大学院大学 (GRIPS)、一橋大学、国際大学、横浜国立大学。

奨学生プログラム

表6. アジアのための日本－IMF奨学生プログラム…国別、出身機関別構成（1993年～2008年）

奨学生の出身国	合計	%	奨学生の出身機関	合計	%
中国	75	18	中央銀行	202	48
ベトナム	67	16	財務省／税務当局	93	22
ウズベキスタン	53	13	その他	19	5
ミャンマー	38	9	経済関係省	33	8
モンゴル	36	9	統計局	11	3
キルギス	34	8	国営商業銀行	9	2
カンボジア	33	8	貿易省	52	12
カザフスタン	31	8			
インドネシア	13	3	合計	419	100
タジキスタン	10	2			
ラオス	10	2			
フィリピン	9	2			
タイ	7	1			
トルクメニスタン	2	1			
フィジー	1	0			
合計	419	100			

このプログラムでは、スキル・リフレッシング・コース (skill-ref-reshing courses : SRC) も開催されるが、これは履修する大学の通常の課程が開始する前に、数学と英語のコースを開催し、履修に備えることを目的としている。2007年度に国際大学で行われたSRCには、38名の新規奨学生のうち35名が参加した。

1993年に最初の学生がこのプログラムに参加して以降、これまでに全体で419名が奨学生の支給を受け、2006学年度末までに316

名が各大学院を修了した。表6は奨学生の国籍別、出身機関別の状況である。奨学生の多くは、このプログラムによる履修、及びその修了後の進路に非常に満足している。多くの奨学生が、所属する政府機関において昇進を果たし、政策の推進に直接的に関与している。2007年には、カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ベトナムで卒業生のためのイベントを企画し、かつての奨学生が新たに交友関係を築き、卒業生のネットワークを保つ機会を提供した。



写真4. アジアのための日本ーIMF奨学生プログラム: 2007年4月に東京で開催されたセミナー

博士号取得のための 日本ーIMF奨学生プログラム

日本政府は、上述の奨学生プログラムに加えて、将来、出身国政府やIMFなど国際機関への就職のため、北米の主要大学の博士課程で経済学の研究を希望するアジア国籍の有資格者に対する奨学生プログラムにも資金支援を行なっている。このプログラムでは、授業料のほかに研究の最初の2年間にかかる妥当と思われる費用をまかない、残りの研究期間については、奨学生が各自負担するものとしており、通常は大学から追加援助を受ける場合が多い。

博士号取得のための日本ーIMF奨学生プログラム (JISP) はIMF研修所が運営し、1996年に、経済学において博士号の取得を目指す9名の奨学生で始まった。以後毎年、米

国またはカナダの大学への入学を認められたアジア出身の学生最大15名がこの奨学生を受けている。

年1回、ワシントンDCのIMFでオリエンテーション・プログラムが行なわれ、そこで新しい奨学生にIMFの活動を紹介するとともに、JISPの他の奨学生と接する機会を提供している。研究の3年目または4年目の終了時点には、奨学生はIMFのいずれかの部局において10週間から13週間にわたる夏季インターンシップを完了することが求められている。インターンシップの間、奨学生はIMFの各局において経験を積んだエコノミストの監督下、リサーチプロジェクトや専門的な業務に取り組む。

この奨学生プログラムへの応募者は年々増加しており、過去3年間には毎年約100名を超える応募があり、奨学生プログラムの対象国も増加を続け、現在では17カ国に達している。応募者の質についても、学業成績及び大学院の試験結果のいずれにおいても高水準を維持している。奨学生プログラムに参加するにあたって、奨学生は優れた成績と高い学術水準を維持することが求められる。このプログラムの学術水準の高さは、アジアや北米の多くの著名大学が学生に応募を奨励していることからも明らかなように、現在では広く知られている。表7は、この奨学生プログラム開始時からの奨学生の国別分布を示している。表8は、奨学生が就学している大学、及び各大学における現在までの奨学生数を示している。

JISPの発足以来、これまでに合計75名の奨学生が経済学において博士号を取得し、そのうち17名がIMFのスタッフに加わった。

表7. 博士号取得のための日本—IMF奨学生プログラム…奨学生の出身国／地域構成
(1996年～2008年プログラム)

国名	奨学生数													合計	%	
	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年			
バングラデシュ	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	6	3
カンボジア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1
中国 (香港を含む)	2	5	2	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	24	13	
インドネシア	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3	2	
日本	3	7	7	7	7	5	7	7	7	8	6	3	81	44		
カザフスタン	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	5	3	
韓国	2	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	19	10	
キルギス	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3	2	
マレーシア	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
モンゴル	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	2	1	7	4	
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	
ネパール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	
フィリピン	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	
タジキスタン	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
タイ	2	1	2	0	0	1	2	0	1	2	2	1	15	8		
ウズベキスタン	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	2	
ベトナム	0	0	0	1	0	1	2	1	2	2	1	1	11	6		
合計	9	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	11	186	100		

これらIMFに就職した17名のJISP卒業生のうち、15名は競争率の高いIMFのエコノミスト・プログラムを通じて採用された。このプログラムは、課程を修了した後にIMFにエコノミストとして入るための主要な方法である。

2004年にIMF研修所では、国際教育研究所の協力を受けて、過去の奨学生の就職先を確認し、キャリアパスとその概略について情報を収集するための追跡調査を実施した。連絡先情報は毎年更新されている。表9は、発足以来10年間、つまり1996学年度から2005学

表8. 博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム…大学別奨学生数（1996年～2008年）

大学名	奨学生数												合計
	1996 年	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
米国													
1. ブランドイス大学	1												1
2. ブラウン大学	1	2		1	2	1		1	1	1	1	1	11
3. ボストン大学			1				2		1	2		2	8
4. コロンビア大学			2	3	1	1	1		5	2	1		16
5. コーネル大学		1	2			1				1		1	6
6. デューク大学	2			1	1		1		1			1	6
7. ジョージタウン大学							1	4	1			1	7
8. ジョージ・ワシントン大学												1	1
9. ハーバード大学			1	1					1				3
10. インディアナ大学	1												1
11. ジョンス・ホプキンス大学	1						1	1			2		5
12. マサチューセッツ工科大学							1						1
13. ニューヨーク大学			1	2		2	1				2		8
14. ノースウエスタン大学	1										2	1	3
15. オハイオ州立大学コロンバス校					2					2	2		6
16. プリンストン大学									2				2
17. スタンフォード大学	1	2	3	1	1	1						1	10
18. カリフォルニア大学バークレー校							1					1	2
19. カリフォルニア大学 ロサンゼルス校		1	3	1	1	1						1	8
20. カリフォルニア大学 サンディエゴ校		1					1			1			3
21. シカゴ大学	1	1			1	2	1	2		2	1	1	12
22. イリノイ大学 (アーバナ・シャンペーン)										1			1
23. メリーランド大学 カレッジパーク校					1	1			1	1		1	5
24. ミシガン大学アンアーバー校	2	1	2				1	1			1	1	9
25. ミネソタ大学ミネアポリス校					1		1	1	1	1	2	1	10
26. ベンシルベニア大学	1		2	3	1	1				1			9
27. ロチェスター大学	1	1	1				1					1	5
28. テキサス大学オースティン校							1			1			2
29. バージニア大学									1	1		2	1
30. ワシントン大学シアトル校				1									1
31. ウィスコンシン大学マディソン校	1				1	1	4	1				2	10
32. ヴィンデルビルト大学	1					1							2
33. エール大学	1	1								1	1		4
カナダ													
34. マギル大学									1				1
35. ブリティッシュコロンビア大学							1						1
36. トロント大学										1			1
合計	9	16	15	11	186								

奨学金プログラム

表9. 博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム…1996年～2005年
プログラム卒業生の就職状況¹

	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年 ²	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	合計
IMFエコノミスト・ プログラム (EP)	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	3
IMFエコノミスト (旧EP)	0	4	0	5	2	1	0	0	0	0	12
IMFミッドキャリア・ エコノミスト	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
政府	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
大学	3	2	7	1	1	2	1	1	0	0	18
研究活動の継続 (PhD プログラム)	0	0	0	0	0	2	3	2	9	14	30
その他	6	9	6	7	11	10	10	12	6	1	78
合計	9	16	15	15	15	15	15	15	15	15	145

1. 奨学生及び卒業生年次調査の結果に基づくデータ。2005年以降の奨学生グループはまだJISPの途中である。

2. 2000年プログラムの卒業生のうち1名は、2006年にIMFに任期採用 (fixed-term appointment) となった。



写真5. 博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム2007年8月に
IMF本部を訪れた2008年奨学生

年度²¹までの卒業生の就職状況を示している。2007年の調査にはこれを基に修正が加えられ、最新かつ精度の高い情報を収集するため、JISP卒業生と連絡を取り、奨学金プログラムの改善方法に関する情報も収集された。これに対応し、卒業生用のURLについても、卒業生や現在の奨学生との連携を広げ、さらに効率的に連絡先情報を管理すると共に、知識と経験を共有し、奨学金プログラムを同僚や知人に推奨する際に役立つものとするよう検

²¹ 博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラムでは、学年度は8月1日から7月31日を表す。したがって、2007学年度は、2007年8月1日から2008年7月31日までの期間である。

討中である。JISPの卒業生と現在の奨学生に對して毎年実施する調査によると、奨学生プログラム及びインターンシップは、高い満足度を維持している（2007年には96%）。

IMFはJISPの確固とした実績に満足しており、一流大学関係者はJISP奨学生が引き続き優秀な成績を収めていると報告し、JISPの実績を高く評価している。さらに、プログラムに参加している奨学生、特に開発途上国や市場経済移行国出身の奨学生は、自分たちの学業に対する日本政府の寛大な支援に深い感謝を表明している。

添付資料

2008年度に承認されたJSAによる技術支援のプロジェクト

アフリカ			
受益国	分野	コミット額	内容
アフリカ一複数国	公的財政管理	\$301,400	リベリアを拠点とする公的財政管理(PFM)担当の地域アドバイザーを派遣。紛争終結後の国々を対象に、透明で効率的な PFM システムの再構築を支援し、ガンビア、ガーナ、シエラレオネには、各國が推進中の PFM 改革を支援。
アフリカ一複数国	歳入管理	\$209,300	短期専門家を派遣。ベニン、ブルキナファソ、カメルーン政府を対象に、税務行政の強化を支援し、高額・普通納税者のコンプライアンスの改善と課税ベースの拡大に重点を置く。さらにカメルーンでは、評価原則とリスクベースの管理を導入し、関税行政強化に向けた支援を提供。
アフリカ一複数国	税務行政	\$149,500	短期専門家を派遣。リベリアとシエラレオネ政府を対象に、税務行政の強化を支援。リベリアでは、物品・サービス税の導入の開始、国内税担当局の設置、高額納税者行政の改善に重点を置き、シエラレオネでは、ドナーが資金を拠出する各種の税及び関税の近代化プログラムの完成に重点を置く。

添付資料1

受益国	分野	コミット額	内容
アフリカ—複数国	銀行監督	\$179,400	短期専門家を派遣。中央アフリカ・地域銀行委員会（COBAC）を対象に、特にオンライン監督に携わるスタッフの研修、銀行検査官の人材管理の改善、検査官が利用するマニュアルや方法論ツールの提供を通じて、中央アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）加盟国における銀行監督機能の強化を支援。
アフリカ—複数国	通貨・金融統計	\$93,750	アフリカのポルトガル語圏諸国（アンゴラ、カボベルデ、ギニア・ビサウ、モザンビーク、サントーメ・プリンシペ）及び東ティモールを対象に通貨・金融統計に関するセミナーを開催。このセミナーは、通貨統計の編纂業務に採用された中級レベルの職員を対象とし、リスボンのポルトガル銀行で開催。
アフリカ—複数国	中央銀行／銀行法令	\$119,600	短期専門家を派遣。ブルンジ、コンゴ民主共和国、レソト、シエラレオネを対象に、以下の分野に関する新たな法律の作成及び既存の法律の見直しによって、国際財務基準及びベスト・プラクティスに準拠した法制度の整備を支援：(1) 中央銀行法、(2) 銀行法、(3) その他の金融関連法（破産法、支払・決済法、預金保険スキーム、ノンバンク系金融機関の監督など）、(4) 中央銀行の内部規制及びその他の金融関連規制。専門家は、必要に応じて法案作成の完了・採択プロセス、及び金融関連法の分野における研修を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
アフリカ一複数国	マクロ経済運営 及び債務	\$93,750	「マクロ経済運営及び債務問題に関するコース」を、中部アフリカ諸国銀行（BEAC）と提携して開催。対象は、CEMAC加盟の6カ国のほか、アンゴラ、ブルンジ、コモロ、ジブチ、マダガスカル、コンゴ民主共和国、ルワンダ、サントーメ・プリンシペ等の関係者。コースは、マクロ経済と債務政策との関連性、特に、持続可能な債務の確保に必要な政策に重点を置く。
アフリカ一複数国	対外債務及び 外貨準備高管理	\$93,750	南ア共和国において、アフリカ主要国の中央銀行及び政府関係者を対象とするコースを開催し、対外セクターの脆弱性に関する理解向上を目指す。コースの目的は、参加者に対して、これらの脆弱性評価のための包括的な分析ツールと、様々な政策上の対応を示すこと。コースを通じて育成された技能により、参加者は、対外債務及び外貨準備高の管理、資本勘定の自由化、及び国外からの援助フローの管理に付随する様々な問題への対処が可能となる。
アフリカ一複数国	実体経済セクター 統計	\$298,400	西アフリカ地域技術支援センターを拠点とする長期地域アドバイザーの任期を延長。一般データ公表システムのメタデータに示される実体経済セクター統計の質的改善に向けて加盟各国が実施する計画に対し、支援を継続。プロジェクトでは、各国の統計当局を対象に、国際的に認められた方法・慣行に従って必要なデータを収集し、国民経済計算及び物価統計を編纂・公表するための自立的システムの整備を支援。

添付資料1

受益国	分野	コミット額	内容
アフリカ一複数国	実体経済セクター 統計	\$280,400	長期地域アドバイザーの任期を延長。コンゴ民主共和国とコンゴ共和国を対象に、一般データ公表システムへの加入を含め、経済・金融統計の編纂・公表に関する能力強化に対する支援を継続。国民経済計算及び物価統計の改善、データ作成機関とデータ利用者間及び両国に統計分野での支援を提供する国際機関と二国間援助機関との連携の強化に重点を置く。
ブルンジ共和国	公的財政管理	\$179,400	短期専門家を派遣。財務省を対象に、予算及び会計手続きの合理化、新たな法令・規制の枠組みに従った予算及び会計マニュアルの完成、中央銀行における財政上の單一口座の再整備を通じて、予算管理の強化を支援。
ブルンジ共和国	中央銀行業務	\$260,400	長期常駐アドバイザーの任期を延長。ブルンジ中央銀行を対象に、流動性管理と金融業務の改善、新たなデータ管理システム、管理能力、組織構造、実務内容の強化に重点を置いた、近代化戦略の導入を支援。
中央アフリカ共和国	公的財政管理	\$130,200	長期専門家の任期を延長。財務当局を対象に、(1) 新たな予算分類に従った近代的な勘定科目一覧表及び実施マニュアルの作成、(2) 勘定科目一覧表実施のための枠組み整備、(3) その枠組みにおいて必要となる資料・表作成のためのスタッフの研修を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
コンゴ民主共和国	公的財政管理	\$130,200	長期アドバイザーの任期を6ヶ月延長。予算・財務部局を対象に、推進中の改革プログラムに対する支援を継続。政府会計の統合と会計士の研修を通じて、予算の作成・管理の強化、及び公的財政の質的改善に重点を置く。
ギニア共和国	中央銀行業務	\$260,400	長期総合アドバイザーを派遣。ギニア共和国中央銀行 (BCRG) を対象に、外国為替や通貨管理などの中央銀行の主要業務の能力強化、さらに会計及び内部監査システムの近代化を支援。アドバイザーは、他のドナーから BCRG に提供される技術支援の調整も担当。
ギニア共和国	中央銀行業務	\$130,200	会計担当の長期アドバイザーを派遣。ギニア共和国中央銀行を対象に、国際基準に従った新たな会計システムの整備を支援。会計部門の組織構造の近代化、会計規則・手続きの改善、実地研修やセミナーを通じてのスタッフの能力強化に重点を置く。
リベリア共和国	決済システム	\$260,400	長期アドバイザーを派遣。リベリア中央銀行を対象に、紛争終結後の活発な経済活動とそれに伴う金融活動の出現がもたらすニーズ拡大への対応を目指し、国際基準に従った近代的な決済システムの整備を支援。

添付資料1

受益国	分野	コミット額	内容
リベリア共和国	銀行監督	\$260,400	長期アドバイザーを派遣。リベリア中央銀行を対象に、銀行監督能力の強化を支援し、銀行再編プログラムの実施、オンライン・オフサイト監督について研修を受けた人材を擁する効果的な監督部門の創設、新たな銀行の認可、破綻及び破産した銀行の閉鎖を推進。
リベリア共和国	中央銀行業務	\$260,400	長期常駐専門家の任期を延長。リベリア中央銀行のチーフ・アドミニストレータの任務を継続。ガバナンスと管理を強化し、確立された原則に従って内部統制と監査が確実に実施されるよう支援。チーフ・アドミニストレータは、他の技術支援専門家からの提言の確実な実施を支援。
リベリア共和国	国際収支	\$260,400	国際収支担当の長期アドバイザーを派遣。リベリア中央銀行（CBL）を対象に、IMFの国際収支マニュアル第5版（BPM5）に従った国際収支報告の編纂・公表のための能力強化を支援。アドバイザーは、特に2006年と2007年の国際収支報告の編纂、国際取引報告システムの実施に向けた当局との協力、データ収集及び調査方法の改善、スタッフに対するデータ収集・編纂方法に関する研修に対して支援を提供。
ナイジェリア	公的財政管理	\$130,200	常駐アドバイザーの任期を6ヶ月延長。連邦財務省を対象に、(1) 連邦政府の基本的な財政管理機能を高めるために開発された自動システムの全面的な利用開始、(2) 将来の財政管理情報システムの計画・仕様について支援を提供。

受益国	分野	コミット額	内容
ルワンダ	金融セクター監督	\$260,400	長期専門家を派遣。ルワンダ中央銀行を対象に、ノンバンク系金融機関（年金基金、保険・リース会社など）を担当する監督部署の設置を支援し、ベスト・プラクティスに従った監督ツール・手続きの実用化、ハンズオン研修やセミナーによるスタッフの能力強化を推進。
シェラレオネ	中央銀行会計	\$59,800	短期専門家を派遣。シェラレオネ中央銀行（BSL）を対象に、国際財務報告基準の完全な遵守など、国際的なベスト・プラクティスに従った会計システム及び手続きの強化を支援。特にBSLの2006年財務諸表の再発表と2007年財務諸表の準備、業務マニュアルの改訂、ハンズオン研修、セミナー、ワークショップを通じたスタッフの能力強化に重点を置く。
シェラレオネ	銀行監督	\$89,700	短期専門家を派遣。シェラレオネ中央銀行を対象に、銀行監督能力の強化を支援し、2006年のシェラレオネ金融セクター評価プログラムにおける提言に従った、リスクベースのオフサイト・オンサイト監督への移行を推進。さらに、監督ツールの更新と利用促進、手続きマニュアルの改訂、ハンズオン研修、関連する情報技術の発展を支援。
南アフリカ共和国	税制法令	\$179,400	短期専門家を派遣。南ア政府を対象に、所得税法、関税規則、税務行政法の再起案に関する全般的なガイダンスを提供し、所得税法が、公平で理解しやすく、運用が容易なものとなるよう支援。

アジア・太平洋			
受益国	分野	コミット額	内容
アジア及び 太平洋諸国	歳入政策及び管理	\$310,400	太平洋金融技術支援センター（PFTAC）を拠点とする地域アドバイザーの任期を延長。加盟国を対象に、税務・関税政策及び管理改革の短期・中期プログラムの実施を支援。アドバイザーは、評価及び助言/研修ミッション、短期派遣の税務・関税の専門家の管理及び補佐、PFTAC加盟国の関係者と他の国々との関係構築も実施。さらに、地域全体におけるアプローチの統一性・一貫性を確保するため、ドナーと他の技術支援提供機関の調整を行うPFTACの取り組みに対する支援を継続。
アジア及び 太平洋諸国	データ公表基準	\$50,000	IMFの一般データ公表システム（GDDS）加入国のコーディネータを対象にワークショップを開催し、GDDSにおいて新たに重視される側面、特にデータ公表の周期と適時性、公表予定の事前発表、国別サマリーデータのページ、これらに関する改善計画について支援。これらの取り組みを通じて、関心の高い加盟国のIMF特別データ公表基準（SDDS）への移行を促す。
アジア及び 太平洋諸国	政府財政統計	\$30,000	政府財政統計に関するワークショップをタイのバンコクで開催。対象者はカンボジア、インドネシア、ラオス、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナムの関係者。研修では、IMFの「政府財政統計マニュアル2001」の方法論に関する参加者の理解向上を図り、各国の財政統計の編纂・公表におけるこの方法論の応用を推進。

受益国	分野	コミット額	内容
アジア及び 太平洋諸国	複数部門統計	\$305,400	PFTACを拠点とする地域アドバイザーの任期を延長。加盟国を対象に、国民経済計算、物価、雇用・給与、政府財政、国際取引、通貨・金融などの様々な経済・財政統計作成における改善の支援を継続。アドバイザーは、助言のための視察、研修コースやセミナーの実施、PFTAC加盟国の統計担当者が他の加盟国の統計当局に出向する場合の支援を行う。さらに、この地域に統計技術の支援を提供する他の機関との調整を図る。
アジア及び 太平洋諸国	マクロ経済運営 及び構造調整	\$500,000	ウィーン研修所におけるアジアの参加者のための研修に対する出資を継続。参加者の多くは、マクロ経済不均衡の是正に向けたプログラムの実施、またはマクロ経済運営の改善や市場経済への移行を目指した構造改革を推進中の国の出身。
アジア及び 太平洋諸国	マクロ経済及び財政 管理	\$260,400	JSAが出資してシンガポール地域研修所(STI)に派遣している2名の長期専門家のうち、1名に対する出資を継続。専門家は、アジア太平洋地域の中・上級レベルの担当者を対象に、マクロ経済及び財政管理(ファイナンシャル・プログラミング、金融・為替政策、公的金融を含む)に関する研修コースやワークショップを開催。

添付資料1

受益国	分野	コミット額	内容
アジア及び 太平洋諸国	マクロ経済及び財政 管理	\$260,400	JSAが出資してSTIに派遣している二人 目の長期専門家の任期を1年間延長。専 門家は、マクロ経済及び財政管理（ファ イナンシャル・プログラミング、金融・ 為替政策、公的財政を含む）の様々な側 面や、地域の国々が現在関心を持ってい るテーマについて、コースやセミナーを開 催。
アジア及び 太平洋諸国	マクロ経済運営	\$350,000	「マクロ経済運営及び日本の経験した経 済発展」に関するハイレベルセミナーを、 国際金融情報センターと共同開催。対象 は、アジアの6カ国（カンボジア、中国、 ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム） とCISの7カ国（アゼルバイジャン、グル ジア、カザフスタン、キルギス共和国、 タジキスタン、トルクメニスタン、ウズ ベキスタン）の高官。
バングラデシュ	資本市場整備	\$89,700	短期専門家を派遣。バングラデシュ政府 を対象に、(1) DVP（証券と資金の同時 決済）システムの整備、(2) 債務管理業 務における手続変更の実施、(3) マー ケットメーカーとしてのプライマリーディ ーラーによるさらに積極的な関与に対す る支援、(4) 市場情報及び証券業協会メ カニズムの整備、(5) 保険会社や退職準 備基金の参加を促すための投資ガイドラ インの改訂により、国債市場の機能の改 善を支援。
バングラデシュ	中央銀行会計	\$29,900	短期専門家を派遣。バングラデシュ中央 銀行を対象に、(1) 近代的な会計実務・ システムに関する会計スタッフの研修及 び新たな自動会計システムへの移行準備、 (2) 2006年財務諸表及び外部監査書類 の完成を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
カンボジア	関税行政	\$239,200	短期専門家2名を派遣。関税部局を対象に、組織改革・近代化計画推進の支援を継続。新たに提案されている関税法に従った規制や要領の改訂、コンピュータ化された税関システムであるASYCUDA（税関データ管理自動システム）の導入に向けた準備、新たな自動オペレーション環境の手続き及び指針の整備・導入を推進。
カンボジア	銀行監督	\$89,700	短期専門家を派遣。カンボジア中央銀行（NBC）を対象に、NBCの銀行検査官チームに集中的な指導と実地研修を実施し、銀行のオンライン監督の強化を支援。専門家は、オンライン検査のあらゆる側面に関してチームに協力し、さらにマニュアルや要領の改善に向けた見直し、提言を行う。
カンボジア	中央銀行業務	\$260,400	NBCに派遣されている長期常駐アドバイザーの任期を延長。銀行のオフサイト監督の推進、規制枠組み及びブルデンシャル規制実施の強化に引き続き重点を置きつつ、NBCの組織能力の強化に向けた日常的な助言や支援を提供。
カンボジア	中央銀行会計監査	\$59,800	短期専門家を派遣し、NBCの内部監査部局の強化を支援。専門家は集中的な実地研修を行い、スタッフに対して、監査計画の作成から報告の完成に至る内部監査のあらゆる段階について指導。監査は、次の2つの分野において完了の見通し：(1) 汚れた紙幣と保管庫の管理業務、(2) 外国為替業務及び外貨準備高管理。

添付資料1

受益国	分野	コミット額	内容
中国	税務行政	\$29,900	短期専門家を派遣。国家税務総局の担当者を対象に、税務行政の戦略的管理に関するセミナーを開催。(1)承認された優先事項への資金の分配、(2)活動・業務計画を通じた明確な説明責任の確立、(3)個人の業績評価と、合意された業務改善の達成の関連付けに重点を置く。
中国	マネーロンダリング 及びテロ資金対策 (AML/CFT)	\$50,000	中国－IMF合同研修プログラムの下で、証券及び保険セクターにおけるAML/CFTに関するワークショップを大連で開催。その中で、健全で有効なAML/CFT監督業務及びツールを開発するための実践的な対策を検討し、中国人民銀行の新たな所掌分野である中国の証券及び保険セクターに関するAML/CFT規制について、参加者の理解を促す。
中国	マネーロンダリング 及びテロ資金対策 (AML/CFT)	\$59,800	短期専門家2名を派遣し、中国－IMF合同研修プログラムの下に大連で開催される上記の証券及び保険セクターにおけるAML/CFTに関するワークショップの運営に参加。その中で、健全で有効なAML/CFT監督業務及びツールを開発するための実践的な対策を検討し、中国人民銀行の新たな所掌分野である中国の証券及び保険セクターに関するAML/CFT規制について、参加者の理解を促す。

受益国	分野	コミット額	内容
中国	通貨・金融統計	\$50,000	中国－IMF合同研修プログラムの下で、通貨・金融統計に関するコースを大連で開催。対象は中国人民银行の関係者と主要商業銀行のデータ編纂担当者。その中で、マクロ経済分析に使用される通貨データの収集、編纂、報告に関して、IMFの通貨・金融統計マニュアルで推奨された方法論に重点を置く。
インドネシア	公的財政管理	\$119,600	巡回専門家の任期を延長。財務省を対象に、十分に機能する財政上の單一口座の整備、短期資金管理と債務管理の統合による資金計画・管理の改善、世界銀行から融資を受けている統一的な財政管理情報システム（SPAN）の実現に向けた準備に対する支援を継続。
インドネシア	銀行監督	\$260,400	銀行監督担当の長期専門家の任期を延長。インドネシア中央銀行（BI）を対象に、（1）リスクベースの監督、（2）バーゼルⅡ問題、（3）バーゼル・コア・プリンシピルに準拠した監督、（4）BIにおけるストレステストのさらなる実施に重点を置きつつ、銀行規制及び監督に関する様々な分野について助言を提供。
インドネシア	市場リスク監督	\$179,400	短期巡回専門家を派遣。BIを対象に、市場リスク監督のための能力強化を支援。さらに専門家は、（1）使用されるプロセス、技術、検査ツールの改善支援、（2）授業形式の研修及び実地研修の提供、（3）銀行監督業務強化を目指すBIの行内研修機関において実施する、資本市場/市場リスクに関連する研修コースの準備、（4）BIのリスクモデリングの専門家に求められる各種技能と経験に関する提言を行う。

添付資料1

受益国	分野	コミット額	内容
インドネシア	銀行監督	\$89,700	短期専門家を派遣。BIの行内研修機関を対象に、信用リスク分析の研修に必要な教材一式の作成を支援。この研修は、BIの第一線の監督官が業務に対する理解を深め、信用リスクの特定、監視、測定、コントロールのプロセスの評価能力を習得することを目指す。
ラオス人民民主共和国	関税行政	\$59,800	短期専門家の任期を延長。ラオスの関税局を対象に、局の政策及び手続きマニュアルの作成完了、WTOの関税評価協定の完全実施に向けた要領の仕上げを支援。
モルジブ	公的財政管理	\$119,600	巡回専門家を派遣。モルジブ政府を対象に、EU及び世界銀行の出資を受けている公共セクターの近代的な会計・財政管理情報システムの設計、入札、利用に関する重要事項に対して戦略的ガイダンスを提供。
モンゴル	金融政策	\$29,900	短期専門家を派遣。モンゴル中央銀行を対象に、(1) 中期目標及び方法を定めた金融政策の実施における理論的・実践的側面の見直し、(2) 政策策定に要する技能の養成、(3) 政策転換を促し、中期目標とも一致する、金融政策実施のための組織構造の採用を支援。
ネパール	公的財政管理	\$29,900	短期専門家を派遣。財務省を対象に、(1) 国際的に認められた基準に従った新予算分類、(2) 新予算分類を取り入れた新たな勘定科目一覧表の作成を支援。これらは、ネパールの公的財政管理システムにおいて必要な改革及び近代化の第一歩である。

受益国	分野	コミット額	内容
パプアニューギニア	中央銀行会計監査	\$89,700	短期専門家を派遣し、パプアニューギニア中央銀行（BPNG）を対象に内部監査の強化を支援。(1) BPNGのあらゆる高リスク分野の専門業務部門に対する監査に関する研修、(2) 内部監査による監査の見直し及びプログラム、アプローチ、報告の改善の提言、(3) 内部監査マニュアルの改善の提言、(4) 監査委員会の業務プロセスの見直し及び改善の提言を実施。
フィリピン	公的財政管理	\$119,600	巡回専門家を派遣。予算管理局及び財務支局を対象に、予算統制と報告要件の簡素化、政府銀行口座の管理の合理化及び改善、キャッシュフロー見通しの改善を通じて、予算執行と資金管理の強化を支援。
サモア	金融政策及びオペレーション	\$59,800	短期専門家を派遣。サモア中央銀行を対象に、現在のタイトな流動性に対処できるよう、流動性の予測・管理能力の強化を支援。
タイ	銀行監督	\$260,400	長期アドバイザーを派遣。タイ中央銀行（BOT）を対象に、銀行グループの連結規制の強化を支援。アドバイザーは、金融コングロマリットに対する現行の監督プログラムを見直して改善の可能性を探り、さらにBOTの検査部門の現在の組織機構及びスタッフについて分析し、BOTが複合的な金融グループの連結規制を十分にサポートしているか判断する。また、要請があれば、銀行監督に関する様々な問題に助言する。

添付資料1

受益国	分野	コミット額	内容
東ティモール	公的財政管理	\$272,400	長期アドバイザーへの出資を継続。企画財政省（MPF）を対象に、公的財政管理能力の強化を支援。この段階での支援では、(1) MPF及び関係省庁における組織編成の合理化、(2) 関係省庁への財務機能の移管、(3) 財政上の單一口座の強化、(4) 財政管理情報システムの改善、(5) 規則・規制の強化、(6) スタッフの研修に重点を置く。
東ティモール	中央銀行業務	\$130,200	銀行・決済当局（BPA）長官に対して派遣している常駐アドバイザーの任期を6ヵ月延長。BPAの中央銀行への移行を支援し、必要な組織構造、手続き規則、業務ガイドラインを整備し、さらに理事会と監査委員会の指名に向けた調整を行う。
東ティモール	中央銀行業務	\$179,400	BPAに派遣されている常駐アドバイザーに協力する巡回専門家を派遣。BPAを対象に、中央銀行への移行を支援し、特に東ティモール中央銀行法に従った細則・規則及び長期戦略計画の作成、今後の技術支援のニーズの評価を実施。
東ティモール	銀行監督	\$89,700	巡回専門家を派遣。BPAを対象に、中央銀行への移行準備として、オンライン検査、オフサイト監督を担う監督部局の能力強化を支援。スタッフの研修、手続きの整備、マニュアル作成を推進。

受益国	分野	コミット額	内容
ベトナム	税務行政	\$239,200	短期専門家を派遣。税務総局を対象に、(1) 新たな個人所得税の導入、(2) フルサービスの高額納税者業務の実施に必要な取り組みを支援。
ヨーロッパ			
受益国	分野	コミット額	内容
ヨーロッパ—複数国	マネーロンダリング及びテロ資金対策(AML/CFT)	\$30,000	AML/CFT情報技術 (IT) ワークショップをウィーン研修所で開催。対象は中欧及び東欧の金融情報機関スタッフ。このワークショップは、2006年9月に開催されたもののフォローアップであり、(1) ITシステムの開発・応用による、大量データの優先順位の決定及び処理、(2) 統計分析及びデータマイニング技術の利用、(3) 疑わしい取引を検出するための新たなツールに重点を置く。
アルバニア	銀行法令	\$93,750	アルバニアにおいて、司法官と銀行規制の担当者を対象に銀行法に関するワークショップを開催。銀行破綻の原因、銀行監督における法的側面、経営不振または破産に陥った銀行に対する法的対処、銀行の紛争解決における司法組織の役割に関する理解の向上を支援。
コソボ	銀行及び金融セクター監督	\$179,400	短期専門家を派遣。コソボ中央銀行当局を対象に、銀行のオンサイト検査及び保険業界の規制に関する監督能力の強化を支援し、スタッフ研修、保険規制・規則の見直しや改訂を実施。

IMF—複数地域			
受益国	分野	コミット額	内容
IMF—複数地域	金融健全性指標 (FSI)	\$70,000	ロシア中央銀行において金融健全性指標 (FSI) に関するセミナーを開催。対象は、旧ソ連諸国とバルト諸国の関係者。セミナーでは、(1) IMFの「金融健全性指標：集計ガイド」を使ってのFSIの集計、(2) FSI及び参加国で最近実施されている協同編纂制度のために整備されたメタデータのデータベースの利用、(3) 金融安定性分析におけるFSIの利用に関する研修と情報を提供。
IMF—複数地域	一般データ公表システム (GDDS)	\$70,000	メキシコでワークショップを開催。対象は、中東及び西半球諸国のGDDS コーディネータ。セミナーでは、GDDSに関して新たに重視される点、特にデータ公表の周期と適時性、公表予定の事前発表、国別サマリーデータのページ、これらに関連する改善計画に関する理解の向上と実践を支援。これらの取り組みは、関心の高い加盟国の特別データ公表基準への移行をサポートする。
IMF—複数地域	マネーロンダリング 及びテロ資金対策 (AML/CFT)	\$93,750	マネーロンダリング (ML) に関するワークショップをイタリアで開催。対象は、アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、グルジア、カザフスタン、キルギス共和国、コソボ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタンの関係者。ワークショップでは、MLの分析・検索に関する実務上の問題、特に貿易ベースのMLの現状を取り上げる。ML対策における各国内及び国際的な協力体制についてもテーマとする。

受益国	分野	コミット額	内容
IMF—複数地域	JSA 年次報告書	\$10,000	JSA 年次報告書の英語版・日本語版出版の準備、及びIMFの公式サイトへの掲載に関わる費用を出資。
中東・中央アジア			
受益国	分野	コミット額	内容
中東及び中央アジア —複数国	公的財政管理	\$317,400	公的財政管理担当の地域アドバイザーを派遣。中央アジア主要国を対象に、公的財政管理 (PFM) 改革を支援し、(1) ウズベキスタンの公的財政管理改革戦略 (2007～2018年) の実施、(2) タジキスタンの PFM近代化プロジェクトにおける財務部門の整備、(3) アルメニアにおける予算分類の近代化、及びアゼルバイジャンにおける発生主義会計への移行を推進。専門家はウズベキスタンを拠点とする。
中東及び中央アジア —複数国	中央銀行会計監査	\$308,400	モーリタニアを拠点とする長期専門家を派遣。モーリタニア及びジブチの中央銀行を対象に、国際財務報告基準を満たすよう、中央銀行の会計機能の強化を支援。さらに集中的なスタッフ研修と新たな政策、手続き、制度構造の導入を支援。

添付資料1

受益国	分野	コミット額	内容
中東及び中央アジ ア—複数国	対外セクター統計	\$285,400	統計担当の地域アドバイザーの任期を延長。アゼルバイジャン、グルジア、ウズベキスタン政府を対象に、対外セクター統計の質的改善、特に収集、編纂、作成、公表を支援。アゼルバイジャンとグルジアでは、特別データ公表基準への加入申し込みを進める際の制度上の障害の克服に、ウズベキスタンでは、一般データ公表システムへの加入に必要な取り組みに支援の重点を置く。
中東及び中央アジ ア—複数国	国民経済計算統計	\$276,400	シリアに拠点を置く長期専門家を派遣。シリア及びレバノンの統計当局を対象に、IMFの一般データ公表システムの枠組みの中で、両国の国民経済計算統計の改善を支援。専門家は、スタッフの研修、IMFからの提言の実施スケジュールの作成支援、さらに、政府各部局間の統計に関する協力・調整推進に向け、政府当局との協力に取り組む。
中東及び中央アジ ア—複数国	銀行法令	\$93,750	銀行法及び規制に関するセミナーを、中央アジア諸国の司法官を対象にウィーン研修所で開催。セミナーでは、(1) 銀行の危機の経済的要因及びこうした危機を回避または解決し、システムリスクを緩和するための法的対応、(2) 銀行監督及び強制措置の法的側面、(3) 銀行の破産と整理の法的側面に重点を置く。

受益国	分野	コミット額	内容
中東及び中央アジア 複数国	JSA 支援プロジェクト への現地視察	\$15,000	ペイルートの中東地域技術支援センター（METAC）及びレバノンとシリアにおいて METAC が支援する活動に対する、IMF 一日本合同現地視察に関連する費用を出資。
アフガニスタン	金融及び政府 財政統計	\$89,700	短期専門家を派遣。アフガニスタン中央銀行を対象に、IMF の「通貨・金融統計マニュアル」及び「政府財政統計マニュアル 2001」に定められた方法に従って、通貨・金融及び政府財政統計を収集・編纂するための能力強化を支援。
アフガニスタン	マクロ経済運営 及び財政政策	\$93,750	マクロ経済運営及び財政政策に関するコースを開催。対象は、財務省、アフガニスタン中央銀行、経済・財政問題に関する省庁の関係者。コースの目的は、参加者が、マクロ経済と財政政策、具体的には財政調整、財政の脆弱性、税務行政・改革、歳出管理、債務管理、公共サービスの改革、民営化などの問題の政策設計とその実施における知識を深めること。
アゼルバイジャン	税務行政	\$59,800	短期専門家を派遣。税務省を対象に、リスク管理アプローチ及び近代的な自己査定システムの採用を通じて、コンプライアンスの改善及びコストの削減を支援。
シリア・アラブ 共和国	税務行政	\$59,800	短期専門家を派遣。財務省を対象に、新付加価値税（VAT）の導入において必要な方策を支援し、法令や細則の整備、納税者教育及び啓発プログラムの実施、所得税と VAT 業務の統合、徴収手続きと監査の近代化を推進。

添付資料1

受益国	分野	コミット額	内容
シリア・アラブ共和国	銀行監督	\$260,400	長期アドバイザーを派遣。シリア中央銀行 (CBS) を対象に、銀行規制及び監督能力の強化を支援し、CBSの組織構造の適切性やスタッフ配置のニーズの見直し、研修の実施、バーゼル・コア・プリンシップの要件に完全に一致する銀行規制及び監督の実施につながる作業プログラムの策定に対する支援を推進。

西半球

受益国	分野	コミット額	内容
西半球—複数国	複数部門統計	\$93,750	統計に関するワークショップを、カリブ海諸国からの参加者を対象に東カリブ中央銀行で開催。ワークショップの目的は、小国による統計サービスの提供におけるベスト・プラクティス及びこれらの国の統計整備における戦略の確認。
西半球—複数国	政府財政統計	\$59,900	政府財政統計 (GFS) に関するワークショップを、中米7カ国からの参加者を対象にコスタリカで開催。ワークショップは、地域のGFS枠組みの明確化と各国の現行のシステム・手続きの評価に重点を置くと共に、地域プロジェクトを主導し、参加国のGFS統合による財政面の発展に関する比較分析の実現と、地域の政策対話の推進を目指す。
エクアドル	マネーロンダリング及びテロ資金対策 (AML/CFT)	\$149,000	短期専門家を派遣。エクアドルの金融規制当局と金融情報部門を対象に、あらゆる報告機関に適用される規制の妥当性の見直し、AML/CFTに関する監督枠組み (政策、手続き、資金) の妥当性の評価、研修教材の作成、スタッフ研修の実施、オンサイト・オフサイト監督の検査マニュアルの作成を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
パラグアイ	関税行政	\$59,800	長期専門家の任期を延長。税関機構を対象に、関税改革プログラムの実施を支援。特に管理及び課税手続きの近代化、施設の自動化、スタッフの研修、人的資源の開発に重点を置く。
ペルー	公的財政管理	\$136,600	巡回専門家を派遣。経済財務省を対象に、財政管理と歳出の統制を支援し、(1) 財務省の再組織化、(2) 財政上の單一口座の導入、(3) 歳入徴収・決済メカニズムの改善などの様々な分野の問題に対処。
ペルー	公的財政管理	\$142,200	財政管理担当の常駐アドバイザーを派遣。ペルー政府を対象に、財政上の單一口座の実施、財政の総勘定元帳の作成、新たな予算分類の勘定科目一覧表への統合、資金・コミットメント管理の強化、予算執行手続きの合理化を支援。
ペルー	マネーロンダリング及びテロ資金対策(AML/CFT)	\$229,400	短期専門家を派遣。ペルー政府を対象に、(1) AML/ CFTに関する法規制改正の必要性の評価及びそれに伴う起案、(2) AML/CFTに関する金融監督政策・実務の改善、(3) 金融情報部門の分析能力及び同部門における報告やその他の情報の管理能力の強化を支援。

JSAに関する日本とIMFの合同評価視察について

目的

この視察は、JSAが現場でどのように利用されているかを日本政府が直接、把握するために行われるものである。この視察は、(i) 受益国当局がJSA資金支援で派遣される専門家の仕事をどのように評価しているか、(ii) 当局が当該支援を有効に活用しているか、(iii) 技術支援が改革のプロセスに役立っているか、という点について調査するものである。また、視察では、(i) 長期専門家と短期専門家の比較、(ii) 技術支援のニーズの発掘、(iii) 技術支援とIMFプログラムの統合、そして(iv) 他のドナー支援との調整における現地常駐スタッフと専門家の役割など、より一般的な技術支援政策についても検討が行われる。

実施形態

合同ミッションは通常、日本政府職員2名（財務省1名と日本理事室の代表1名）とIMFスタッフ1名から構成される。

日本政府が視察ミッションの対象となる国とプロジェクトを決めるに当たっては、経済発展や構造改革の水準、地域・対象分野のバランスなど、配慮すべき多くの考慮に基づいている。

ミッションメンバーは、IMF本部でのブリーフィングノートの受領又はブリーフィングを受けた後、技術支援が実施されている受益国を訪問し、ホスト機関（通常は財務大臣、中央銀行総裁、又は中央統計機関の長）、専門家の直属の担当者（通常は局長）、派遣されている専門家らと面会する。セミナーやトレーニングの場合には、各セッションやコースの参加者や関係研修施設の人材育成担当者とも面会を行う。会合には関連する他のドナーも招き、見解を求めるのが通例となっている。

成果

この視察は、1996年度に開始して以降、現時点で14回実施された（21カ国、2地域研修所、太平洋金融技術支援センター（PFTAC）、東アフリカ地域技術支援センター及び中東地域技術支援センターを訪問）。現地視察の結果、JSAの資金が適正に管理され、現場で有効に使われていることを確認した。全ての視察で、受益国当局は日本によるIMFの技術支援活動に対する資金支援の重要性を認識するとともに、感謝の意思を表明した。この視察の結果を受け、日本政府は、IMFの技術支援活動に対するJSAによる資金拠出を通じて、強力な支援を継続している。これまでに実施された視察一覧、及び2008年度に実施された視察の概要は次のとおりである。過去に実施された視察の概要については、既刊のJSA年次報告を参照されたい。

合同視察 1996年度～2008年度¹

1. フィジー及び西サモア（太平洋金融技術支援センター PFTAC）1996年3月
2. カザフスタン及びキルギス共和国 1996年6月
3. ザンビア及びジンバブエ 1996年12月
4. ロシア連邦 1997年7月
5. ブルガリア及びリトアニア 1998年6月
6. インドネシア、IMFシンガポール地域研修所及びタイ 1999年6月～7月
7. ベラルーシ及びスロベニア 2000年6月
8. アゼルバイジャン及びウィーン研修所 2001年6月
9. カンボジア及びIMFシンガポール地域研修所 2002年6月
10. モンゴル及び東ティモール 2002年9月
11. インドネシア及びフィジー 2003年12月
12. ボツワナ及び東アフリカ地域技術支援センター 2005年12月
13. カンボジア、IMFシンガポール地域研修所及びフィリピン 2007年3月
14. 中東地域技術支援センター 2008年5月

¹ スケジュールの都合上、2005年度には合同視察は実施されなかった。

2008年度の合同現地視察

中東地域技術支援センター 2008年5月5日～8日

2008年度には、IMFの中東地域技術支援センター（METAC）への合同現地視察が実施された²。METACは、2004年10月にレバノンのベイルートに開設され、域内で加盟する10の国と地域（アフガニスタン、エジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、リビア、スーダン、シリア、ヨルダン川西岸及びガザ地区、イエメン）を対象に、マクロ経済及び財政管理を効果的に実施するための能力強化を目的に、技術支援と研修を提供している。METACの運営は、アフリカ、カリブ海諸国、太平洋地域に設けられているIMFの地域技術支援センターをモデルとしており、IMFが多くの国際機関及び日本（JSAを通じて支援を提供）を初めとする二国間及び多国間ドナーと共に取り組む事業である。METACの事務所及び支援・サービススタッフは、レバノン政府が提供している³。

IMFの他の地域技術支援センターと同様に、METACのスタッフは、IMFのコーディネータ1名と、歳出管理、歳入管理、中央銀行会計、銀行監督、複数部門統計の各分野で助言の提供や研修を担当する常駐アドバイザーチームで構成される⁴。常駐アドバイザーの業務は、特定の分野に関する助言と研修を提供する契約を結んでいる短期専門家が必要に応じて補足する。センターの業務は、加盟国の代表、ドナー、及びIMFで構成する運営委員会で方針を決定する。

他の地域技術支援センターでの経験から、技術支援ニーズの把握・充足においては、分散型の地域主導アプローチが受益国のオーナーシップとコミットメントを高め、技術支援資金の有効利用や説明責任の向上につながることが示されている。こうした資金を地域に直接配分することにより、加盟国のニーズに対するIMFスタッフの理解が深まり、さらにタイムリーで柔軟な対応が可能になると同時に、能力強化に必要な持続的な支援の提供が可能になる。地域主導アプローチでは、地域における融合や統一に関わる事項についてもフォローアップが行われ、継続性や長期間における一貫性が確保される。地域内におけるMETACの立地及び地域の組織や他の技術支援提供機関との緊密な協力関係がドナー間の調整を促進し、中東地域における経済イニシアティブを、さらに効果的に推進するものと期待される。

² 日本－IMF合同視察チームのメンバーは、財務省国際機構課の安井欧貴課長補佐、IMFの山岡浩巳日本理事代理、IMF技術支援管理事務所シニア技術支援担当官のアンドレア・シビエロ。

³ METACの当初3年の資金拠出周期（2004年11月～2007年11月）における予算総額は、IMF及びホスト国による現物拠出を含めて、合計約1,700万ドルであった。この第一段階における日本の拠出は、140万ドルであった。このほかに、EU、歐州投資銀行、フランス、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、スーダン、アラブ首長国連邦、受益国5カ国（エジプト、ヨルダン、レバノン、リビア、イエメン）が拠出した。

⁴ 現在、METACには5名のアドバイザーが常駐している。財政問題担当が2名、中央銀行・銀行監督担当が2名、複数部門統計担当が1名となっている。METACの第一段階（2004年11月～2007年11月）の間、JSAは3名の常駐アドバイザー（公的財政管理、銀行監督、中央銀行会計分野）に対して資金を拠出した。

METACの中期評価報告は、2007年3月に外部評価チームが作成しているが、その中で、この地域センターが技術支援の提供において実効性の高い機関であり、技術支援に対する受益国のオーナーシップを向上させ、ドナー間の連携の強化に役立っていることを明らかにしている⁵。評価チームは、受益者が総じてMETACの実績に非常に満足していると判断している。ドナーも、METACが目的を概ね達しており、報告内容も全般的に良好とみなされることから、高い満足度を示している。こうした肯定的な評価がある一方で、この報告では、業務及び組織面における効率性の改善が求められる事項として、特にMETAC加盟国間の経験の共有、技術支援のアウトプット及び成果の監視の強化、報告の質及び頻度の改善、行政手続の合理化を指摘している。IMFとMETAC加盟国は、この分野における改善に取り組む意向である。

日本－IMF合同チームは、2008年5月の視察の際、同センターのコーディネータと常駐アドバイザーから、JSAが出資するMETACの活動、METAC業務の構成、支援の提供形式、IMF本部との関係、技術支援に関するその他の問題について説明を受けた。チームは、現地視察の間に開かれていたMETAC運営委員会の半年に一度の会合に出席した。

METACの業務に対する理解をさらに深めるため、視察チームは、MEATCが支援するプロジェクトから3件を選定し、詳細な見直しを行った。そのプロジェクトとは、(1) レバノン財務省における資金管理能力の強化、(2) シリアにおける歳入管理改革、(3) シリアにおける銀行監督の強化である。

視察チームはレバノンにおいて、財務大臣及び財務省に新設された資金管理部門の担当者と面談した。シリアでは、財務副大臣、国家税務委員会委員長、税務改革部門の担当者と面談し、歳入管理プロジェクトについて協議を行った。さらに、シリア中央銀行総裁、総裁アドバイザー、副総裁、銀行監督部門の担当者とは、銀行監督プロジェクトについて協議した。

いずれのプロジェクトについても、担当の技術スタッフが、当該プロジェクトにより提供されている支援、進展状況、METACの支援による具体的な成果、今後の計画について説明した。レバノンでは、これまでに財務省に資金管理部門が設置され、歳入・歳出見通しの作成について研修を受けたスタッフが配置されている。シリアの歳入管理改革では、税務行政改革戦略の策定、シリア税務局の新設、高額納税者事務所の設立、近代的な手続き・システムの導入、付加価値税導入に向けた準備が進められている。銀行監督の強化を目指すシリアのプログラムでは、監督健全性規制の導入、十分な研修を受けたオフサイト監督官とオンサイト検査官による、さらにリスクベースの監督手法の実施が進められている。

これら3件のプロジェクトすべてについて、当該国政府はMETACが提供する支援の重要性を強調し、METACの技術支援プログラムに対する日本の貢献に感謝の意を示した。各国政府が指

⁵ 中期評価報告は、IMFのURL（www.imf.org）で閲覧可能。

摘したMETACの強みは、専門家の質、支援の適時性、受益国との近接性、域内の政府に対する緊密なフォローアップと継続支援の提供能力、IMF本部からの支援との相互補完性であった。両国政府は、スタッフの専門知識の強化・拡充などに対するさらなる支援の必要性、その改革プロセスにおけるIMFの技術支援の重要性に言及した。

視察チームの日本人メンバーは、プロジェクトの進展、提供された技術支援の実効性、METACの組織、IMF本部から提供される技術支援との調整に特に関心を示した。専門家の選定や支援体制、IMFとの契約期間、進展の持続可能性、他の技術支援提供機関との調整の程度についても質問が出された。

最後の点については、レバノンとシリアの両国で会合を開き、他のドナーからの支援の調整に関して見直しを行った（レバノンでは、国連開発計画のチームが財務省を支援し、シリアでは欧洲委員会の代表が支援を提供）。いずれの場合も、視察チームは、METACと良好な協力関係が築かれていることを指摘し、会合では、METACが両国政府に対して質の高い助言を提供しているとの見解が確認された。

合同現地視察は、加盟国に対してMETACが支援している分野の妥当性や中東地域での技術支援の提供機関としてのMETACの重要な役割を日本政府が確認する上で、有意義であった。視察の最後に、日本政府代表は、METACの業務を高く評価し、JSA資金の活用方法についても満足感を示すとともに、METACに対する支援の継続を表明した。

添付資料3

日本管理勘定(JSA) 2008年度財務諸表

	特定活動にかかる 日本管理勘定		技術支援活動のためのフレーム ワーク管理勘定—博士号号取得 のための奨学金にかかるサブア カウント	
	2008	2007	2008	2007
(千米ドル)				
貸借対照表 (2008年4月末日、2007年4月末日現在)				
資産				
現金及び現金に準ずるもの	20,509	22,638	1,025	1,245
資産計	20,509	22,638	1,025	1,245
財源				
財源合計	20,509	22,638	1,025	1,245
損益計算書及び財源の変動 (2008年4月末日、2007年4月末日で終わる各年度)				
期首残高	22,638	24,266	1,245	1,570
投資収入	1,097	996	60	61
拠出金の受領	18,244	19,313	1,520	1,482
受益国へ又は受益国そのための支出	(21,470)	(21,937)	(1,800)	(1,868)
財源の変動 (ネット)	(2,129)	(1,628)	(220)	(325)
年度末残高	20,509	22,638	1,025	1,245

注：IMFは、IMF本体の勘定についての年次監査と併せて、外部監査人によるJSAの年次監査を行っているほか、日本当局に提出するための独立した監査証明書も発行している。

